

土木森林環境委員会会議録

日時 令和3年7月1日(木) 開会時間 午前10時00分
閉会時間 午後4時17分

場所 委員会室棟 第4委員会室

委員出席者 委員長 猪股 尚彦
副委員長 志村 直毅
委員 白壁 賢一 杉山 肇 遠藤 浩 杉原 清仁
桐原 正仁 清水喜美男 小越 智子

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

県土整備部長 大儀 健一 県土整備部理事 清水 宏 県土整備部次長 百瀬 友輝
県土整備部技監 飯野 照久 県土整備部技監 小島 一男
県土整備部技監(砂防課長事務取扱) 岩館 知哉 総括技術審査監 有泉 修
県土整備総務課長 津田 裕美 景観づくり推進室長 蛭原 秀典
建設業対策室長 小泉 治明 用地課長 柴田 克己 技術管理課長 矢野 昌
道路整備課長 秋山 久 高速道路推進課長 立川 学 道路管理課長 水口 保一
治水課長 岸川 浩 都市計画課長 伊良原 仁 下水道室長 松沢 一賀
建築住宅課長 大澤 光彦 住宅対策室長 久保 正樹 営繕課長 横山 伸二

林政部長 金子 景一 林政部次長 河西 博志 林政部技監 山田 秋津
林政部技監 鷹野 裕司 林政総務課長 信田 恭央 森林整備課長 上野 真一
林業振興課長 深水 晋一郎 県有林課長 斉藤 直紀 治山林道課長 金丸 祐司

環境・エネルギー部長 村松 稔 環境・エネルギー部次長 砂田 英司
環境・エネルギー政策課長 中澤 一郎 大気水質保全課長 渡辺 延春
環境整備課長 望月 等 自然共生推進課長 石原 徳幸

議題 (付託案件)

- 第62号 山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例制定の件
第74号 令和3年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中土木森林環境委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中土木森林環境委員会関係のもの

- 第75号 令和3年度山梨県恩賜県有財産特別会計補正予算
- 第76号 令和3年度山梨県流域下水道事業会計補正予算
- 第78号 調停の件
- 第79号 調停の件
- 第80号 調停の件
- 第81号 調停の件
- 第82号 調停の件
- 第83号 調停の件
- 第84号 調停の件
- 第85号 調停の件
- 第86号 調停の件
- 第87号 調停の件
- 第88号 調停の件
- 第89号 調停の件
- 第90号 調停の件
- 第91号 調停の件
- 第92号 調停の件
- 第93号 調停の件
- 第94号 調停の件
- 第95号 調停の件
- 第96号 調停の件
- 第97号 調停の件
- 第98号 調停の件
- 第99号 調停の件
- 第100号 調停の件
- 第101号 調停の件
- 第102号 調停の件
- 第103号 調停の件

審査の結果 付託案件について、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。

会議の概要 まず、委員会の審査順序について、県土整備部、林政部、環境・エネルギー部の順に行うこととし、午前10時から12時30分まで、途中休憩をはさみ、午後1時30分から午後1時58まで県土整備部関係、休憩をはさみ、午後2時30分から午後4時17分まで林政部、環境・エネルギー部関係の審査を行った。

主な質疑等 県土整備部関係

※第74号 令和3年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のも

令和3年6月定例会土木森林環境委員会会議録
の、第2条繰越明許費の補正中土木森林環境委員会関係のもの及び第3条債務負担行為
の補正中土木森林環境委員会関係のもの

質疑

(県単独災害復旧費について)

杉山委員

済みません、まず県土の8ページをお願いします。

この中段あたりに災害復旧費とありますけれども、これは具体的にどういった内容になるのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

岸川治水課長

ただいま具体的な内容ということですが、ことし3月21日に富士山の複数箇所において雪崩が発生しました。それによって、富士スバルラインの四合目から五合目、それから吉田口登山道の六合目において道路施設が被災したということで、富士スバルラインでは橋梁が1カ所、土砂埋塞2カ所、計3カ所。それから富士吉田口登山道では、雪崩や土石流の流れを制御する導流堤が1カ所被災したためです。この4カ所について災害復旧の工事を計画するために必要な測量や調査、設計費用を計上したものです。

杉山委員

災害復旧費ということですが、これは既に2億円という予算があるわけですが、今回7,990万円を補正っていうことになっているわけですが、この補正をプラスしたことについて何か理由はあるんでしょうか。

岸川治水課長

2億円につきましては、当初予算になりますけれども、台風等による被災等で国庫補助事業の採択要件を満たさないような復旧工事などに迅速に対応するために定めた予備的な予算となっております、今回の7,990万円につきましては、先ほど言いました富士山における測量調査、設計の費用であります。これからまた台風シーズンを迎えますので、それらの災害に備えた予算とは別に増額補正をお願いするものであります。

杉山委員

災害復旧ということで、これからもいろんな災害が予想もされるんですけども、そういった災害復旧について、どういった予算の組み方をしていくのか、御説明いただければと思います。

岸川治水課長

予算につきましては、今出ています県単独の災害復旧費とあわせて、国庫補助の災害復旧事業費を積極的に活用しております、当初予算に20億円を計上しております。

それによって被災箇所の速やかな復旧を図ることになっております。

また、国庫補助につきましては、被災箇所の復旧方法が確定した時点で、国の災害査定を受けて決定するというようになっております。

杉山委員

もうちょっと具体的に伺いますと、導流堤だとか、そういった御説明もありましたけれども、導流堤、あるいは、石楠花橋の復旧だということですが、具体的にどういったところを復旧していくのか、その内容についてお聞きしたいと思います。

秋山道路整備課長 まず、スバルライン上の石楠花橋につきまして、私のほうから説明させていただきます。

3月末の雪崩の直撃によりまして、石楠花橋の橋梁の上部工、桁の部分ですね、それと下部工とも被害を受けている状況でございます。現在は仮設の迂回路を設置いたしまして、五合目までの通行を確保している状況でございます。

橋の復旧につきましては、現在も国土交通省と協議を重ねている状況でございますので、工法が決まり次第、国の災害査定を受検いたしまして、復旧工事に向けて進めていきたいと考えております。

私からは以上でございます。

水口道路管理課長 私のほうからは、登山等の導流堤のことについて御説明させていただきます。

六合目の導流堤につきましては、登山者の安全を確保するために、既に仮設道路の設置を完了してございます。今月の国の災害査定を受けまして、今シーズンの登山道の冬季閉鎖後に工事を着手する予定でございます。

杉山委員 いずれにしても、災害というのは、本当に想定外のことが多いわけでありまして。そういう意味では、その場所によっては災害がさらに大きな災害を引き起こすとか、災害によって市民生活が大変な影響を受ける、そんなこともままありますので、ぜひ災害復旧に向けては迅速に対応していただければと思います。

(河川防災情報基盤緊急整備事業費について)

小越委員 県土6ページの河川防災情報基盤整備緊急整備事業費、マイナス7,350万円ですけども、これは具体的にどのような事業で、なぜ減額になっているのか、お示してください。

岸川治水課長 この事業は、豪雨の際の洪水時等に県民の方々に迅速かつ正確に河川の情報を周知するために、水位計とか監視カメラなどの観測機器の設置、それからデータ収集をして、それを提供するためのシステムというものを構築する事業となっております。

今回の予算につきましては、今回の補正予算と昨年度2月補正の5カ年加速化対策予算と合わせた13カ月予算として所要額を確保しておりますので、事業の進捗については影響するということはありません。

小越委員 今の説明でいきますと、必要な水位計、監視カメラ、システム改修などは、マイナスになっているんですけども、当初の計画どおり設置できるという理解でよろしいでしょうか。

岸川治水課長 そのとおりでございます。

(土砂災害情報相互通報システム整備事業費について)

小越委員 続いて、県土9ページ、砂防課の土砂災害情報相互通報システム整備事業費です。先

令和3年6月定例会土木森林環境委員会会議録
ほど課長からこのシステムの機能強化というお話があったんですけども、機能強化とは具体的にどのようなことで、4,400万円使って、どのような機能強化になるのか、お示してください。

岩館県土整備部技監（砂防課長事務取扱） お答えいたします。

まず、この相互通報システム、これはウェブ上の地図で土砂災害リスク箇所を検索できるシステム、そして、ウェブ上の地図で土砂災害の危険度が高まった場所を検索できるシステム、そして、気象情報の発令などをメールで配信するシステム、また、気象情報など重要情報が発出された際に、緊急速報メールでお伝えする、大きく4つのシステムを構築しております。

今御質問ございました、このたびの4,410万円でございますけれども、これは既存のシステムにつきまして、より適切な避難行動に結びつけられるように、例えば、今ない機能として地図上での住所表示、またGPS等を連動したリスク情報の取得の迅速化、こういった検討、あとはプログラムの改修、こういったものに充当していきたいと、このように考えております。

小越委員 そのシステム改修をして、実際に使えるようになるのは、きょうも雨が降っていますが、秋の台風シーズンまでに間に合うのでしょうか。

岩館県土整備部技監（砂防課長事務取扱） 今年度の約4,400万円を使ったプログラム改修につきましては、これからでございますので、この結果につきましては、来年度の出水期からの反映という形になります。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第76号 令和3年度山梨県流域下水道事業会計補正予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第78号～第103号 調停の件

質疑

(調停の件について)

白壁委員 ちょっとよくわかんないんだよね。契約金額の20%が違約金ということはわかったんだけど、そのうちの実損害というのは、平均の落札価格と談合があったときの落札価格の差額で出した、20%の中のうち5%の分のペナルティー分が分割払いであって、その残りの分については、今後の再発防止だとか地域貢献に使うということでもいいのかな。

津田県土整備総務課長 委員の御指摘のとおりの内容となっております。

白壁委員 具体的に数字を入れてもらえるとよくわかるんだけど、いずれにしても、今回そういうことで決定したと。

談合ってつい最近始まったものじゃなくてね、本当に繰り返されてきているものなんですよ。何で入札にするかというのは、釈迦に説法ですけど、やはり競争性を促して、いかに予定価格に対しての入札価格との差額を戻入するかということなんだよね。

一番重要なところは、「しない」「させない」「許さない」っていうやつだよ。業者がしないこと、ということは、業者の教育もある。何か日本の談合というのは、談合ってもちろん悪いことなんだけど、何となくやって、そんなに悪いて業者は感じてないんじゃないかと考えています。

それをやらせないためには、業者の教育も必要であって、コンプライアンスを徹底するとか、そういうモラルだとかということが出てくる。それが「しない」。

「させない」というのは、県側だと思うね。これもイタチごっこなんだけど、今までいろんな県も市町村も国も、そういった公共団体も努力をしてくて、できないような、させないような手法にもってきているよね。だけど、なかなかそこでもまだ抜け穴があって、談合してしまったと。ついこの間は、何かリニアでも談合があったとかね、いろいろある。

「許さない」っていうところは、通常のこういう罰則金規定だけじゃなくて、刑事罰まであるんだよね、談合っていうのは。そういうところを不断のというかね、もう絶対に許さないんだっていう、例えば会社の営業が入札で代理人として参加した、もしくは調整会議に出た。そこで、それが発覚したときには、社長まで罰則が及ぶとなってくると、今度は会社を挙げてやろうっていうことだからね。そういうことはしないと思うんだ。

本当にこの我々の山梨県というのは財政が厳しい。小規模な県だ。その中でいて、山は急峻、土地は脆弱、川はいっぱいあって、山梨県の歴史だからね、川の氾濫は。今先ほどもあったけど、富士山もあつたり富士山は、あそこはスラッシュ雪崩ってよく言うけど、我々で言うと雪代っていうんだ。雪代の歴史なんだよ。だから災害がすごくいっぱいあるし、さっきから言うとおりの、土木費ってどうしてもかかってしまう。維持だけでもかかるし、最近道路整備系の投資金額が少なくなっているかもしれないけど、それ以外の管理系統から維持系統だけで相当な金額がかかってしまうんだ。それが山梨県なんだ。

だから、その大事なもの、そして何ととっても、それは国補事業もあるかもしれない

令和3年6月定例会土木森林環境委員会会議録
けど、まあ基本的には半分ぐらいは自主財源を使っている。災害のときはまた違うけど
ね。66.7%の、財政力指数が75だから、残りの33掛ける0.25っていうと8.
5%ぐらいの金額で災害復旧はできるんだけど、けど基本的には税金なんだよ。だから、
この税金というものを業者が搾取するようなことは絶対許されないと。という
ことです。

それで、ちょっと県土整備部に聞きたい。今までも繰り返されてきているということ
は、皆さんも認識していると思う。県土整備部として山梨県の土木行政として、談合を
阻止するために、どういう努力をしてきたか、これをお伺いしたいと思う。

矢野技術管理課長 談合につきましては、委員御指摘のとおり、あってはならないものでございます。
県におきましては、平成13年に施行された公共工事の入札及び契約の適正化の促進に
関する法律にのっとりまして、透明性の確保、公正な競争の促進、不正行為の排除の徹
底に取り組んできたというところでございます。

まず、透明性の確保、公正な競争の促進につきましては、工事発注予定の見通しの公
表及び一般競争入札の本格導入に当たってきました。さらに電子入札も取り入れたとこ
ろでございます。

また、不正行為の排除の徹底といたしましては、談合に対する罰則の強化としまして、
平成15年に工事の契約約款に、談合があった場合については契約を解除する。また、
違約金の条項の新設をしたところでございます。

平成19年には、さらにその違約金の条項につきましては、10%から20%に引き
上げて、さらに指名停止措置の拡大等にも取り組んできたところでございます。これ以
外につきましても、公正取引委員会における課徴金納付命令が行われることがございま
す。これらをあわせまして、談合防止に取り組んでまいっております。

白壁委員

昔は、現場説明なんていうのがあって、それが談合の温床だって、いわゆる指名業者
が全員そこへ集まって、現場で説明会をするから、指名されている業者みんなわかるか
らね。そうすると、そこら辺で調整すると、談合の業者がいわゆる優先的に取る業者が
決まってしまうと。

こういうのを防ぐためには、やっぱり電子入札にして、ランクが決まるから、P点で
決まってくるからね、どの業者がそこに参加してきているのかわからないような状況に
することが電子入札だったんだね。こういう努力している。昔は指名だったから、それ
も今度は総合評価なんていうやり方しているね。これはちゃんとしたことだから、業者
からすると、談合しにくいやり方をしてきたということだね。

今、課徴金減免という制度を公取委がやっている、公取委のページを見るといろいろ
と出ているよね。罰則規定も一番右側のところ出てきたりね、刑事罰が出ているから
ね。その中で、今ちょっと課徴金の話が出たんで、これについて我々素人だからよく
わかんないから、それを詳しく説明してもらえますか。

津田県土整備総務課長 課徴金についての減免制度の説明をさせていただきます。

課徴金は、公正取引委員会が課すものですが、課徴金減免制度は事業者がみず

令和3年6月定例会土木森林環境委員会会議録
から関与したカルテルや入札談合について、その違反内容を公正取引委員会に自主的に
報告した場合に、課徴金が減免される制度です。

公正取引委員会が調査を開始する前に、他の事業者よりも早く報告する順序ですとか、
事業者の協力が事件の真相の解明に資する程度によって、課徴金の減額率が大きくなる
仕組みとされています。

その減免制度の目的としましては、事業者みずからがその違反内容を報告して、さら
に資料を提出することにより、カルテルや談合の発見、そして解明を容易にして、競争
秩序を早期に回復すること、それが目的とされている制度でございます。

白壁委員

昔、中国で密告制度なんていうのがあってね、五人組で一人が悪いことすると、全員
が処罰される。自分の旦那までも密告するなんていう。それと同じようなイメージにと
られるんだけど、そうやっていかに公取委もそういったものを防ぐために、グループの
中でやった26社の中で優先的に3人ぐらい書いてあったかな。密告したところは、密
告っていうんじゃないな。自己申告的に私は悪いことをしてしまいましたっていうところ
は、課徴金を減免するような制度があるっていうんだね。

ということで、これはよくわかったんだけど、今回それに該当する業者さんっていま
したか。

津田県土整備総務課長 今回の調停の件に係る談合につきましては、公正取引委員会ではこの減免制度
ということについて言及しておりません。発表もなく、また裁判等の資料においても、
特にそういったことが書かれていないことから、恐らく適用はなかったのであろうと考
えております。

白壁委員

ある一面、一致団結しているのかな。普通出てきてもいいような気がするんだよね。
さっき説明の中で、電子入札にしたり、一般競争入札にしたりっていう話があったん
だけど、その辺を詳しく説明してもらえますか。

津田県土整備総務課長 電子入札等の導入についてでございます。電子入札の導入につきましては、入
札参加者が互いに誰が参加しているかわからないという効果がございますけれども、本
県では、平成17年度に1億円以上の工事の適用を開始し、19年度からは全ての工事
を対象に電子入札を導入しているところです。

それから、一般競争入札の導入につきましては、指名競争入札よりも透明性と競争性
が高いということで、本県では平成8年度から適用を開始しまして、順次対象を拡大し、
平成20年度からは全ての工事において一般競争入札を実施しています。

あわせて、その一般競争入札におきまして、総合評価方式の導入も拡大しており
まして、総合評価方式は、業者が自身の評点を把握しづらいという、談合しづらい環境
づくりということに資するものでありまして、現在は6割以上の工事に総合評価落札方
式を適用しているところでございます。

白壁委員

そうやって努力しているんだけど、それにもかかわらず、今回のようなことが起こっ

令和3年6月定例会土木森林環境委員会会議録
てしまったということなんだけど、電子入札ってやつは、誰がどういう形で入札に、参加してきているかがわからないから、よく散見されるというか、見られるのが、1者入札とって、1者だけしか入っていない入札に、結果を開けてみたらそうなっている。大体そういうところが99とか98とか高い率での入札になっていることがあるんだけど。こういったところで、そういうふうと考えてくと、いかにこの入札、応札参加者っていうのかな、入札に参加する人たちをいかにふやすかっていうことにも注力しなきゃならないと思うんだけど、こういったことへの努力というのは何かしているんだろうか。

1者っていうのは、僕もちょっと引かかるんだけど、1者だと1者しかいないっていうことがある。だけど、わからないんだよね。そういうところで往々にして高い金額で落札されているんで、いかにふやそうかっていうことを考えていっていただくしかないと思うんだけど、こういったときの対策ってどういうことを考えているんだろうか。

津田県土整備総務課長 入札参加者をふやす取り組みについてでございます。

入札参加者が少ない、あるいは1者入札ということになる。そういった背景としては、事業者側の課題として技術者が不足していて、複数の工事へ余裕を持った配置、技術者の配置ができないという現状がありまして、それが事業者の入札参加への慎重な姿勢につながっていると推測しております。

そのため、県では事業者が入札に参加しやすくするために、平成30年度から1名の技術者を複数の入札案件の配置予定技術者として入札に参加することを可能としました。

また、令和元年度からは、余裕期間制度というものを適用しております。これは、工期のうちに技術者等の配置を要せず、工事実施のための準備を行うことができる期間を設定することができるという制度でございます。会社のほうで技術者の配置の予定が立てやすくなるという制度でございます。

それから、主任技術者等の兼務を認める範囲を拡大しておりまして、限られた技術者でも多くの工事、より多くの工事を担当できるようにしました。また、四半期ごとの発注見通しを公表していることも、技術者等の配置計画を立てやすくなるという目的もございます。

さらに、その技術者不足について、長期的な面では、県では公共事業の担い手を中長期的に育成、確保してほしいという考えから、長期的な公共投資の見通しを公表しております。事業者がこの見通しを踏まえまして、人材確保に積極的な投資を行うことを期待しているところでございます。

白壁委員

いろいろ努力していただいている、現場代理人のその重複だとか、近接の徹底だとかっていろいろなものをやってくれているよね。だけど、そう言いながら、今やらないのがフレックス工期なんだわ。ごめんね、わかんないかもしれないけど、フレックス工期についての考え方を、静岡県がやっているよね。フレックスをやるとね、少ない技術者の中でいろいろできるね。ということなんで、皆さん技術屋さんにはわかっていると思うんだけど、こういったものも取り入れていっていただきたいと考えております。

先ほど総合評価だとか一般競争だとか指名などの話が出ておりますけど、一般競争と指名っていうのは、これは工種によって変えることもできるのかな。あるいは金額なの

令和3年6月定例会土木森林環境委員会会議録
かな。それともP点の点数なのかな。P点の点数でランクが決まるけど、一般的には金額なんでしょうね。いかがでしょう。

津田県土整備部総務課長 一般競争入札を適用する工事につきましては、全ての工事において、予定価格が1,000万円以上のものは、現在一般競争入札にしております。その基準につきましては、一部は250万円以上でもやっているところもあるんですけど、いずれにしろ金額でやっておりまして、現在1,000万円以上の工事は全て一般競争入札としております。

白壁委員 最近、維持なんかまとめてやられていて、昔は中小零細のC・Dクラスも育成しなきゃならないということで、工事を細かく二、三百万円ぐらいの、500万円ぐらいのものをいっぱいつくってもらったんだよね。でも、今は職員の数も少なく、コンサルに発注しても金もかかるし。昔は職員がみんなやっていたからね。だけど、今の時代は、だんだん総務省が人を減らせ、こうだあだってやっているから、だんだん自分たちできなくなっちゃった。

よって、そういう中小零細の育成ということができないような状況になっているんだよね。

特に最近、総合評価ってやつもある。一般競争60%で総合評価60ということだったんだけど、総合評価っていうのは、皆さん、多分よくわかってないと思うから、総合評価方式の加点だとか、例えば防災協定がこうだとか、今度は仕上がったときの点数がこうだとか、さまざまあると思うんだけど、総合評価方式について、ちょっと詳細を説明いただけますか。

矢野技術管理課長 お答えいたします。

先ほどの説明の中で、一般競争入札を拡大してきたという状況がございますが、全国的に一般競争入札が拡大してきますと、広い範囲の業者が参画をしてくると。そういうことによって、逆にダンピングの増加や、不良不適格の業者が参入することによって、品質低下の懸念から、平成17年にいわゆる品確法が施行されたというところでございます。

この品確法におきましては、経済性に配慮しつつ、価格だけでなく、価格と品質、価格と価格以外の技術力等を評価しまして、調達をされなければいけないという基本理念がございます。これに基づきまして、山梨県におきましても、平成19年から本格運用をしているところでございます。

さらに、先ほどの私の説明の中で、価格と技術力というお話をさせていただきました。技術力につきましては、大きく分けて企業、これは従業員も含まれますけれども、技術力とあと企業の信頼性、社会性という大きく2つに分かれます。

企業の技術力につきましては、これは企業が今まで同種の工事を請け負った実績とか、今まで請け負った工事の成績評定、このようなものを評価してございます。

企業の信頼性、社会性ですが、これにつきましては、近隣地域での施工実績や、先ほど委員御指摘の災害協定を結んでいるとか、あとはここ最近ですと、週休2日制度を県

令和3年6月定例会土木森林環境委員会会議録
のほうでモデル工事を進めてございますけれども、この実績についても、評価をしているという状況でございます。

それと、済みません、冒頭言い忘れましたけれども、基本的に3,000万円以上、舗装工事などは1,000万円以上ですけども、原則3,000万円以上のものについて、総合評価落札方式において、価格と価格以外の技術力を評価して落札者を決定しているという状況でございます。

白壁委員

ちょっと長くなってすみません。最近監督員っていうのが少なくてね、なり手がなくて、特に今人口の半分が女性だから、女性についての監督員の強化をしましょうっていうことで、国交省は女性用のトイレを設置したり、いろいろやっているようなんだよね。県はそれがないんだよね。県で唯一できるとしたら、防災協定と同じように、女性の監督員を付加点とするなんてことをやると、女性を一生懸命獲得しようっていう動きになるんじゃないかなって。

ちょうどこの間、我々の委員会の現地調査で、県の建設業協会と話しをしたときに、けんせつ小町甲斐の皆さんとそんな話をしたんだけど、そういうものも一つあるんじゃないかなと考えています。ちょっと話が飛んですみません。

この間、前回の公取委が談合の認定をしたっていうことなんだけど、談合の認定ってどういうふうに認定するのかなって。今その制度を使ってないとすると、パーセンテージか落札金額、落札パーセント、予定価格に対してっていうことにしかなんないんだけど、公取委は何%以上を談合って認定したんでしょう？合計がこの違約金に入ってくるんだよね。どうなんだろう。これは示されていますか。

津田県土整備総務課長 公取委は各事務所に立ち入りまして、取引記録ですとか帳簿ですとか、さまざまな書類を確認して、総合的にこの工事は談合と認定していたと承知しております。ですので、落札率何%だからということではないのですけれども、ただその談合と認定された工事の落札率につきましては書類に書いてございまして、少々お待ちください。

失礼いたしました。資料がございまして、公正取引委員会の資料によりますと、談合と認定したその工事の平均落札率は石和地区では94.0%、塩山地区では96.3%ということでした。

なお、今回調停を申し立てた26社、ここの談合認定された工事の平均落札率は95.0%となっております。

県の損害をこうむった分というのは、一つ一つの工事につきまして、類似の工事の談合されなかった工事群の平均落札率を比較しまして、実際に落札した金額のほうで談合認定外の工事群の平均落札率より高かった場合には、その差額を実損額として算定しているところでございます。

白壁委員

強制捜査があったからね。昔でいうと札が回るんだけど、札じゃなくなってメールで今やっているのかな。そういったところも表へ出てきたりしたところを、捜査によって摘発をして認定したと。上げてみたら、九十四、五、五、六だったという捉え方だね。

よく失格とか何とかってあるじゃない？ 通常言われている80%っていうんだけど、

その根拠ってどういう根拠があるんだろう？ これは工種によっても違うのかな。ちょっとその辺を。

入札予定価格100円、79円、あなたたち失格ですよっていうやつだよ、というのがあろうと思うんだけど、これについての関係、ちょっと説明してもらえますか。

津田県土整備総務課長 最低制限価格のことかと思えますけれども、入札価格が予定価格を大幅に下回ってしまうような低入札ということが、粗雑工事の発生ですとか、下請企業の圧迫などにつながるため、本県では工事ごとに最低制限価格を設定しまして、これを下回った場合は基本的に落札者としなないということとしております。

その最低制限価格ですが、一律80%ということではなく、工種に応じた費目ごとに決まった割合を乗じたものを合計した額、これは、予定価格の10分の9.2から10分の7.5の範囲内となった額ですが、これに無作為係数を乗じて設定しております。

白壁委員

低ければいいっていうものじゃなくてね。さっき言った品確法の問題もあつたり、低入になるとまた代理人の関係もあつたりするんだけど、やはり手抜きも出てきたりするから、低けりゃいいっていうものじゃないんだけど、業者からすると低くても入れたいってこと。仕事がないからだよね。仕事がないってことは、いざ災害でも起きたときは、誰が重機を持って行って、豚熱が出たときに誰が対処するの？災害のときは誰がやるのっていうところが、維持できなくなっちゃうんだよね。

といいながら、新設のものっていうのは、今からそんなに人口もふえるわけではないし、少なくなっていく。維持っていうか、管理系統もどんどん延びていくだろう。それでいながら、天変地異に備えるために強靱化をしていかなきゃならない。談合をしないでいかに予算を確保するか、業者もしっかり働いていただくか。生かさず殺さずじゃないけど、ちゃんともうけてもらうものはもうけてもらうと。そのためには、いろんなもの、煩雑なこの書類だとか、代理人の関係だとか、フレックスにしようとか、もつといういろんなものを考えながら、いかに業者が仕事やりやすくするようにするかっていうのが、談合をさせないでやるのが県の仕事なんだよね。

よく官製談合なんて、もう大分昔から言われているんだけど、不思議だって、よく一般の人たちが言うんだよね。今回のこの工事は九十何%で、こんな入札価格、業者がわかるわけじゃない？って、これは県か市か、そういうところから情報が漏れているんじゃないかって言うんだけど、決してそんなことないよね。県が使っているソフトと同じソフトを使っているんだからね。これについて、誰か答えてもらえますか。

矢野技術管理課長 県の予定価格の設定の考え方についてお答えをいたします。

県の予定価格につきましては、その工事を行うに当たっての標準的な価格の設定をさせていただいております。その予定価格の算出に当たっては、歩掛りというか、その積算基準とか単価については公表されているという状況でございます、おおむね受注者側がほぼ同額の、それに近い形の金額を算出することは可能と考えてございます。県のほうの積算の基準とか単価につきましては、当然その時々取引状況に応じた実勢価格に基づいた実態を反映した設計単価を設定してございます。

白壁委員

要は、その積算基礎っていうのは、代替表から出ているからね。だけど今はプロポーザル型っていう提案型だから、そういったものを加味しながら、いかに業者が安く入れてくるかって、こういうふうを考えるのも、一つあるんだよね。実際やっていることだけだね。

今までの説明で、県が努力していることはよくわかりました。だけど、業者もやはりそれなりの努力をしっかりとやらなきゃなんないんだよね。今回この件について、公取委がこうやって取り上げて、違約金20%のペナルティーをかけて、こういうことで控訴してきてっていうかね、皆さんが、ああ、控訴してないのか。まあ、それにしても裁判になったんだからね。

ということで、これは動いたんだけど、このきっかけっていうのは、どういったところから発覚したんだろう。

津田県土整備総務課長 今回の調停の件に係る談合事件の発覚のきっかけということですがけれども、公正取引委員会がどこから情報を得たかというのは、明らかにされておりません。一般的に発覚をしたというところは、平成22年の3月24日に公正取引委員会が県建設業協会の石和支部、塩山支部ですとか建設業者等に、被疑事実の告知書という書類を示して立入検査に突然入りました。これでもって発覚をしたということでございます。

白壁委員

これは公取委に聞かなきゃわかんないけど、公取委だってどうやってやったかなんてわかんないよね。公表しないよね。だけど、我々も含めて一般の人たちが、どういうことがきっかけでこうなったんだろうって。悪いことは悪い、間違いなく。どういうことがきっかけでそうなったのかっていうことをよく聞かれるんだけど、よくわかりませんっていうところなんだよね。

今までも談合っていっぱいあってね。本店があるところの事業をやっているところは、ペナルティーのほうへ入ってないけど、本店の離れたところの事業は、当時、昔の考え方で、そこはペナルティーの金額を入れないとかなんていうのは、昔の談合であったよね。談合事件でね。そんなこと覚えている人いるかな。

今回の事件に対して、その流れっていうのがね、公取委のホームページを見ればわかるんだけど、我々素人なので、公取委のこの事件の流れ、最終的にどこまで、どういうきっかけでどうなって、最後どこまでいって結審するのかっていう流れをちょっと説明してもらえませんか。

津田県土整備部総務課長 公正取引委員会における入札談合事件のその捜査等の流れでございますけれども、まず、公正取引委員会は独自の調査ですとか一般からの報告でもって違反、独占禁止法違反の疑いのある行為を発見しましたら事件の調査を開始します。

調査では、違反の疑いのある企業の事務所に立入検査を行って、帳簿や取引記録などの関係書類を調べます。また、関係者の事情聴取を行います。そして、違反行為に係る事実を解明するのですが、今回の件では、先ほども申し上げましたが、平成22年3月に立入検査がありました。

そして、調査の結果、事件性があると認められれば、公取委は企業から意見聴取の手続を経た後に命令を下します。今回の件では、平成23年4月15日に36社に対して排除措置命令、37社に対して課徴金納付命令が出されました。企業側がこの命令に不服な場合は、審判の請求というものができ、さらにその審決に不服の場合には、訴訟を起こすということができる制度となっております。

白壁委員

聞いていてもよくわかんないな。わかったかな。よくわかんないよね。だから、要はこれは法律にのっとった仕組みで、スキームで公取委はもうそういうふうにと落としてくるっていう仕組みなんだよね。それで、認めるか認めないか、認めたところはこうですよ、これだけのものでいいですよって。認めなかったところは、またその業者は控訴してくるから、そうすると争いますよと。争って、最終的に負けると、あなたのところはペナルティーがつきますよと。認めたところもつくんだけどという流れなんだよね。

その中で認めなかったとこで確定すると、刑事罰のほうに動くんだけど、刑事罰ってあんまり使っていない。刑事罰、いわゆる社長逮捕っていうのは。本当はそこまでちゃんとしたほうがいいんだよね。

県がやったっていうのは、指名停止をやったよね。違約金の金額の決定をしたよね。損害賠償請求っていうのは、それはしょうがないね、それ。公取委が書いてあるんだから。そういう順序で来るんだけど、その内容をちょっと示していただけませんか。

津田県土整備総務課長 公正取引委員会は、談合をしていると認めた事業者に対して、課徴金の納付命令を行ったわけですが、その納付命令を受けまして、県のほうで指名停止措置等を行ったところがございます。日付を申し上げますと、公正取引委員会が課徴金納付命令等を行ったのが平成23年4月15日、県はそれを受けて平成23年4月27日に36社に対して指名停止措置を行いました。

それから、事業者は公正取引委員会の命令を不服として訴訟などを起こしたりしましたが、そうした手続が終わって命令の効力が確定した事業者から、順次県は30日間の営業停止処分を行っております。

それから、県の違約金請求につきましても、公取委の命令が確定した後に順次請求しております。令和2年2月までの間に契約額の20%の金額を請求したところであります。この違約金の中に損害賠償請求分も含まれております。

白壁委員

よくわかったような、わかんないようなことなんだけど。そういう順番、段取り的にこうあって、それで県は淡々と粛々とかやっていったということなんだろうけど、そのとき県は被害者だし、県民も被害者だから、ということで26社が談合をしたということで認めた。その人たちが調停でいろいろやり合うわね。そうすると、本当に業者の皆さんっていうのは、この談合したことの罪悪感っていうか、もう二度としませんというような反省の言葉とか、そういったものがあつたんだろうかなって思うんだけど、あつたかどうか聞きたいんだけど。

津田県土整備総務課長 事業者の反省についてでございます。

調停の中では、県と事業者が直接の話をしておりませんが、その業者が調停を申し立てるに当たって、申立書を裁判所のほうに出しております、そこを確認しましたところ、その申立書の中で「違反行為を猛省している、二度とこういった事態を起こさない」といったことも書いてございました。

また、県としましては、今回のその調停案が談合の再発がないことを前提としたものでございますので、その調停案に業者も合意しようとしている、このことが非常に反省の上に立ったものだと考えているところでございます。

白壁委員

当然、その調停をするためには、裁判所の調停委員の前で、最近勸試がなくてもやるのがあるらしいけど、ちゃんと裁判官の勸試があつて進められて、金額を出して調停して和解をするんだよね。それが当たり前のことだけど、最近なくても和解しろというのがあるけどね。

それはそれとして、談合した場合には、さっき言ったように、20%返せとか言っているよね。という契約になっているっていうんだけど、そういう人たちが払わないって言ったなら、県はどうするんだろう。そんで、もう払わないけど、もう建設業はやめるからいいよって。なんかこういうところで担保とか、そういうのはあるのかな。払わない人たちはどうすんだろう。もしくは、そういう人たちが倒産したらどうするの？ また、談合して倒産してしまったとか、払わないでやめたとか、廃業したとか、払わないでしらを切るとか、そういうときには、県は何かどういふ方法で対処する予定でいるんだろう。でも、反省しているって言っているから、そんなことないっていう性善説かな。

津田県土整備総務課長 現在の段階では、事業者もこの調停案に合意をしようとしているということで、談合があると、そういったことがあるとは考えておりませんが、万一の場合の仕組みとしましては、この調停案では再び談合した場合には20%の違約金を直ちに支払わなければならないとしています。

そして、事業者がみずから支払うものとは思いますが、支払えなかった場合につきましては、県は強制執行の手続きに移ります。調停調書は確定判決と同一の効力を持ちますので、県は裁判所に強制執行を申し立てまして、財産の差し押さえ、その売り払いを経て、請求金額の支払いを受けることとなります。

白壁委員

県の財政に損失を与えないように、しっかりとそのように対応をしてほしいんだけど、さっき37社のうち26社っていうことは、その人たちは倒産もしくは廃業っていうことなんだけど、この人たちが県に与えた実損額、想定、今回の落札価格と類似の今までの落札価格、差額っていう実損額、この回収ってできたんだろうか。

それと、9社は倒産なの？ それとも廃業なの？ということも教えてください。

津田県土整備総務課長 県が違約金を請求した事業者のうち、委員御指摘のとおり9社がなく、倒産しましたのが4社、廃業したのが5社となっております。これら9社に請求した違約金ですけれども、一部のみ回収したところがあるんですが、ほぼ回収できておりません。

白壁委員

ほぼ回収できていませんと言われると困るんだけど、そういったときの担保っていうのは、建設業って契約するときに保証人がいたり、いろいろいるもんで、前払い金を出すときだけは保証協会が保証して、そういったときに保証協会とかそういうのはないんだよね。何か考えてもいいと思うけど、性善説だから、談合はないものだっていう前提なのかな。といいながら、九十何年ぐらいがやはり官民合わせての建設のピークで、全国的に見ると40とか50ぐらいに下がっていたような気がするんだよね。現状としてね。

県も相当、昔に比べたら土木偏重予算から、三、四十%ぐらいまでに減った、7割方減ったような気がしたんだけど、この辺の全国の動きと山梨県の県の予算の動きって調べられます？ 示せます？

津田県土整備部総務課長 公共事業の予算の推移というお尋ねかと思います。

国の公共事業予算は、平成10年度に14.9兆円、ここをピークとしまして、その後減少傾向になりまして、平成23年度には5.3兆円まで落ち込んでいます。その後回復傾向となりまして、令和2年度は9.3兆円となっております。

県の公共事業予算ですけれども、手元の資料が県土整備部の予算となりますけれども、やはり平成10年度の1,244億円をピークに減少傾向となり、一時期は400億円を割り込みました。令和2年度は667億円と回復傾向でございます。

白壁委員

金額もさることながら、建設業って、今言うところと三十何%ぐらいになるんだ、やっぱりね。その中で業者はそれほど減っていないような気がしたんだけど、それはちょっと後で聞くけど、売り上げもあるんだけど、県内の工業統計の中に、建設業のGDPっていうのが出てくるよね。そのGDPっていうのは、どのくらい建設業ってあるんだろう。その推移ってわかりますか。

津田県土整備部総務課長 GDPということで、産業別県内総生産額の推移を見ますと、建設業につきましては、平成20年度は2億2,600万円、平成25年度は2億600万円、その後増加傾向になり、平成30年度は2億2,600万円となっております。

県内生産に占める割合をそれぞれ見ますと、平成20年度は6.9%、25年度は6.6%、30年度は7.7%となっております。

白壁委員

いずれにしても、仕事量が激減して、国は東日本大震災のときにドワッとふえたから、そのときにまた、いわゆる災害のお金がふえたんだけど、県はやはり何か災害でもあるとドツとふえるかもしれないけど、基本的に言うと、ずっと下がっていたんだよね。それで、ここへ来て強靱化で予算がどんと上がってきたから、財調を切り崩して、これをアフターに使ってくれたんだけど。予算がふえていった。

業者数って、さっき言うように、大分前の日経か何かに出ていたんだけど、全国的に見ても業者数はそんな減っていない。逆にいうと、少しふえていて、だけど、予算額が減っているってことは、業者の規模が小さくなって行って、災害のときに重機は、昔自前で持っていたけど、今はリースで、突発的な対応ができないような状況になっていて、

令和3年6月定例会土木森林環境委員会会議録
災害のときには全国の都道府県、大変なことになれば、市町村大変なことになりますよ
ってという記事が昔出ていたんだよね。

現状からすると、業者数が同じで、予算が少なくなっていて、なおかつ重機も持てな
いような会社が多くなっていて、リースでやって突発な対応できないっていう状況が生
まれてきているのが現状なんだよ。だから、談合しろじゃないけど、談合は悪いこと。
だけど、我々からすると、業者もある程度は維持していかないと、何かあったときには。
この間の雪のときもそうだよ。出てこられなかったんだもん。でも、24時間昼夜連
続で一生懸命頑張ってくれたのは業者だったの。それはお金を払っているって言うかも
しれないけど、業者に言わせると、そんな雪かきのお金なんてほんとに借り上げても
うからないんだよね。そんなこと言うと、あんたんともやっているじゃないかって言
われると困るんだけど、ほんとに利益率低いんだわ。

だけど、これは社会的責任上、やらなきゃならない。だから、やるんだ。24時間や
る。そういう業者が少なくなっていくってことは、我々からすると損失なんだよね。
だけど、談合を許すっていうものじゃない。これだけは先に言っとかなきゃなんないね。

今回は、さっきも言ったように、調停委員、そして裁判右・左陪審員、裁判官、そこ
ら辺も絡みながら調停額を決めたと思うんだよね。いわゆる和解の勧誘、試みる勧誘だ
よね。ということがあったということでもありますけど、22回の調停を経て、本件が和
解にということだったんだけどね。この点について、もう一度ちょっと詳しく説明して
もらえませんか。どういう状況の中で。何しろ最近はね、なくてもあったようなことを
言うから、間違っって和解の方向にもっていったりすることがよくあるんだ。

だから、裁判所ってというのはどういうところで、どういう勧めがあって、どういう状
況になって、調停にまで行っているのかっていうところを、ちょっと詳しく説明してい
ただきたいと思います。

津田県土整備部総務課長 調停の状況について説明させていただきます。

26社が順次、県を相手取って民事調停を起こしたわけですが、この調停にお
きましては、先ほども申し上げましたが、県と事業者は直接のやりとりを行わず、県は
裁判所が設置した調停委員会からの投げかけに答える形で進んでおります。

調停は、平成31年から開始されましたけれども、当初の県の主張は、契約に基づく
20%の違約金を減額することはできない。違約金は原則として一括での支払いを求め
るが、分割での支払いを認める余地もあるというものでした。

そういった主張をしてきたわけですが、昨年違約金の減額を求める請願が議会
で採択をされました。これを受けまして、裁判所の調停委員会からも県に対して減額を
検討するよという投げかけがございました。

そこで、県では、これを受けまして、調停委員会に対して、まずその違約金20%、
この中には県の損害分とペナルティー分が入っているのだけれども、このうちの損害分、
そのうち実損害分、実際に県がこうむった実損害分は必ず支払ってもらわなければなら
ず、減額は認められないと主張しました。まず、ここを支払うということに合意した上
で、また、そのペナルティー分については検討をしましょうということ述べました。

それを受けて、調停委員会のほうで事業者とやりとりをした結果、事業者が実損害分

令和3年6月定例会土木森林環境委員会会議録
を全額早期に支払うことで合意をしたということでしたので、今度はまた県に対して調停委員会からペナルティー分の減額について検討するように投げかけがありました。

それに対して、県は、まずその違約金20%、これは契約にあるものであって、その支払い義務というもの、それを認めるということが全ての前提であって、まずそれを認めた上で、ペナルティー分については分割払いを認めます。ただ、金額については県のほうでは幾らということ、何%ということも言えないので、事業者の安定的、継続的な経営や、また請願の趣旨を踏まえまして、調停委員会のほうで算出してほしいといったような意向を伝えたところでございます。

こうした県の意向を受けまして、調停委員会がさまざまに調整した結果、今回の調停条項案が取りまとめられ、県も内容を確認したところでございます。

白壁委員

ということは、裁判所の相当な介入があって調整型で苦勞していただいて、我々の調整も多少は妥協するところが出て。だけど、それが地域貢献ってということで再発の防止に努めるとか、災害のときの環境をしっかりとやるとかということで、そこを妥協とはいわないけど、そういったところを調停委員、もしくは裁判所の関与があって調整をしたということのようではありますが、1年に1回報告書を出させて、チェックするってさっき言っていたような気がするんだけど。地域貢献って具体的に何を、1年に1回ってどういう調査をして、どういう書類を出させてやるんだらう。それをやらなかったときには、しっかりとお金を20%払えって、もう一回言うんだらうか。それだけ、ちょっと、元へ戻ったけど、ごめんね。

津田県土整備部総務課長 確約事項のところにございます地域貢献の想定でございます。

これは事業者がみずから考えて自主的にやるものではあるのですが、想定としましては、例えば再発防止策では、法令遵守ですとか企業倫理に対する高い意識を維持し、独占禁止法等に対する理解を深めるための研修会や勉強会の定期的な実施などが想定されます。

防災・減災対策に資する取り組みということにつきましては、例えば地域での防災訓練の実施、出水期前の河川パトロールや危険箇所等のパトロール、また災害時に活躍する大型重機や資材の配備、災害時及び地域貢献対応の職員の確保といったところが想定されます。

また、雇用の維持確保というところでは、若手社員を積極的に採用する活動や技術力の向上、給与水準の向上など、事業の高度化・効率化への積極投資ということについては、ICTを活用する取り組みや機器の整備、財務改善による経営の効率化などが想定されるところでございます。

そして、こうしたことを年に1回、県に報告するというようになっておりますが、それぞれの項目についての具体的な活動内容ですとか、1年を通しての取り組み、そういったところを文章と、また写真などもあれば写真も添付して報告してもらおう。そして1年間に要した金額も書いてもらおうということ想定しております。

この確約条項が守られなかった場合ということですが、これは今確約していることなので、当然守られるだろうとは思いますが、これが守られなければ、調停全体を

令和3年6月定例会土木森林環境委員会会議録
揺るがすようなことですので、しっかり守るよとということ、県も要請をしていく
ものでございます。

白壁委員

まあ、そうだろうけど、そういうことって談合はしないものだと思って想定していたら、してしまったんだから、そりゃあ一筆確約があってもいいと思うんだよね。調停の最後の中で、調停されたものだからって言われると、うんってなるんだけど、そういうものもっていうことで。

今回のこの談合問題については、何ていってもやはり、裁判所が関与して調停委員がしっかりと調停をしながら、業者も悪いことは認めて、二度としません、ペナルティーも受けます、将来的なためにも頑張ります、地域貢献もします。そして、峽東の3つの商工会からの請願を我々議会もそれを採択して、議決をした、こういった重み。

最近、県議会の請願の重みとか、裁決の重みってあんまり重く捉えていない人が若干名いるんだけど、こういったものもとりながら、しっかりとやるということであるんで。何ていっても、一番重要なのは、裁判所の関与があつて、調停がしっかりとできたということであるんで、これは認めて、その方向にいくべきだと考えておりますけど。

最後に、この一連の今私の、ちょっと長くてごめんなさいね。我々素人だからね、よくいろんなことを質問しとかなないと、わかんない部分があるから。ちょっと長くなったんだけど、最後に、部長の捉え方をお聞きして、決意というか、捉え方ってというか。

大儀県土整備部長 まず、談合はあつてはならないこと。委員御指摘のように「しない」「させない」「許さない」と、これはまさにそのとおりでございまして、これが非常に肝要なことだと思っております。

県では、今委員から御指摘いただいたように、入契法だとか品確法であるとか、そういった趣旨にのっとり、透明性の確保、また公正な競争の促進と、また不正行為の排除ということにこれまで取り組んできたということございまして、今後もこの制度を活用しながら、さらに県内の建設事業者の意識醸成を図っていくという取り組みを進めていきたいと考えております。

この峽東のいわゆる峽東談合の今回の調停につきましては、支払い期間中に再び談合を行った場合には、即時にその全額を払わせるということで、対象事業者の再発防止、これが担保されているのではないかと考えております。

また、20%の違約金の支払い義務があることを認めた上で、県の実損害をまず速やかに回復するという。それから地域の守り手である事業者の継続的な経営を可能にしながら、地域への投資を確約させるということで、考え得る最善の策ではないかと考えてございます。

ぜひとも議会のほうで、この調停の成立に向けて議決をお願いできればと考えているところでございます。

桐原委員

白壁委員がほとんど聞いていただいたので、重ならないように1点、質問させていただきます。

私は、この請願の紹介議員でもありますので、その請願の内容を、十分加味していた

令和3年6月定例会土木森林環境委員会会議録
だけだ調停の内容になったと思っております。

そんな中で、調停条項の8のオ、「この申立人は山梨県に対して以下のとおり確約する」という、ア、イ、ウについては、もう既に質問がされているので、このオの中で、年に1回、報告をするという内容があるんですけど、この報告があった場合、県としては公表することを考えているのか、その点についてお尋ねをいたします。

津田県土整備部総務課長 報告の公表についてのお尋ねでございます。

事業者の取り組みの内容や状況については、県民の皆様には知っていただいて御理解をいただく必要があると考えています。そのため、報告書の内容について何らかの形で、形についてはちょっとまた検討させていただきますが、公表をしていきたいと考えております。

桐原委員

公表するということでもあります。地域貢献分という部分が大きく占めるのかなと思います。私、甲州市でありますので、業者がたくさんいるんですけど、その雪かきの重機は以前からなかなか雪かき以外に使えないものであって、業者が社会貢献も含めて、これは社会的な責務というところで維持管理をしていたというのは、肌で感じております。そんな費用がこの中に含まれるというのは、本当に業者にとってはありがたい内容ではないかなと感じております。

公表するということでもありますので、さらに透明性が担保されると理解いたしました。

小越委員

私も時間をかけて少しお話を伺いたいと思います。

私はこの調停案は非常に甘いと思います。県民は納得しないと思っております。そこでお伺いします。

いただきました資料によりますと、違約金の総額は29億円、全部の会社を合わせまして29億3,810万円ですよね。それに対して年内一括払いは2億2,775万円。本当は29億円払ってくださいに対して、一括払い、すなわち落札率の差額分を払う。これを単純に計算しますとわずか7.7%です、即金払い。落札率、そのものが峡東地域は高いんじゃないでしょうか。

津田県土整備部総務課長 峡東地域そのものが高いというお尋ねですけれども、実損害額につきまして、先ほども申し上げましたが、算出の方法としては、談合を認定されたそれぞれの工事と、県全体の談合を認定されていない工事と、その類似の落札率と比較しまして高い部分について、この実損害となったところでございます。この金額が平均より高いところがあったということでございます。

小越委員

山梨県の例えば1億円以上の平均落札率ほどのくらいなんですか。

津田県土整備部総務課長 予定価格1億円以上の工事の平均落札率ですけれども、令和2年度では95.2%となっております。

小越委員 それは全国と比べて高いんでしょうか、低いんでしょうか。どの位置に当たるんでしょうか。

津田県土整備部総務課長 本県の1億円以上の工事の落札率は、民間の機関が集計したアンケートなどによりますと、高いと認識しております。

小越委員 高いんですね。高い落札率。そこと比べてみて7%っていうことは、もしかするともっと本当はこの差額があるんじゃないかと私は思うんです。なぜ高い落札率になっているんでしょうか。

津田県土整備部総務課長 落札率が高い理由でございますけれども、1つには、予定価格を公表して、また積算の単価なども透明にしておりますことで、そこで事業者のほうで積算をすると、予定価格に近い数字になってしまうということが考えられるかと思えます。

小越委員 先ほど、白壁委員からもこの入札制度の透明性、それから落札率、どうするかっていうことでありましたけども、国は高い落札率が続く場合には、予定価格を事前ではなく事後にしなさいと通知も出しています。事後公表、ほかの県ではそうやっております。なぜ山梨県では事後公表にしないんですか。

津田県土整備部総務課長 本県におきまして、かつて官製談合があったことも踏まえまして、事前公表をとっているところでございますけれども、事後公表についての国からのそういった助言も検討した上でござります。

また、他県におきましても、全部を事後公表しているというわけではなく、事前公表と事後公表を併用しているところも多いと認識しております。

小越委員 事後公表にするべきだっていうふうに、その官製談合があったとか、最低価格のところがありますけど、最低価格はここを決めておけばいいわけですから、1円入札はあり得ないわけですね。

それで、官製談合があったっていうのは、職員の皆さんとの官製談合ですよ。職員の皆さんがしっかりしていれば、そんなことは起きないわけですよ。事後公表に少しでも改善するのは、考えるべきだと思うんです。

もう一つは、先ほどもありました1者入札です。山梨県、1者入札が異常に高いんですね。全国の平均と比べてすごく多い。一番ですよ。7割以上が1者入札になっている。なぜ1者入札なんですか。

津田県土整備部総務課長 県におきましても、入札参加者をふやす努力をさまざまにしているところでございますけれども、結果として、1者入札になっている状況でございます。また、これにつきましても、さらに改善は続けていく所存でございますので、事業者が入札に参加しやすい、手を挙げやすい環境づくりを続けていきたいと考えております。

小越委員

1者入札で高い落札率、これは競争が働いていない。クエスチョンマークの談合ではないかということ、全国から山梨県が注目されております。異常に高い落札率は、異常に高い1者入札、事前公表です。そして、今回の談合に対するこの甘いやり方です。

先ほどお話しがありました、この違約金29億円に対して、全体ですけれども、一括払いする金額は2億2,000万円、7.7%です。そして、分割払いをしてくださってという金額が7億3,500万円、つまり29億3,800万円お願い、払ってください。あなたたち払ってくださいと支払い命令したけど、現金で山梨県に払う金額は10億円もないんですよ。みんな地域貢献とか、わけがわからない話で終わってしまうんですよ。

それで、お伺いしたいんですけども、年内一括払い、会社ごとに違うんですけども、年内一括払いと分割払いですよね。この分割払いの金額と地域貢献っていうのは、どうやって決めたんですか。

例えば、この天川組さんは、年内金額と分割払いの金額が書いてありますけれども、ほかの会社もみんな書いてありますけど、この分割払いと年内ってどうやって決めたんですか。

津田県土整備部総務課長 年内支払い金額につきましては、説明資料の最後のページにもございますように、実損害の金額でございますので、この資料の計算によって求めたものでございます。

分割払いの金額ですけれども、先ほど少し説明申し上げましたけれども、調停、裁判所とのやりとりの中で、請願の趣旨が減額をとということでしたので、それを踏まえて検討するようにと裁判所から投げかけがありまして、そこを考えた上で、県としても請願を重く受けとめることから、減額に応じるという姿勢を示した上で、ただ、何%とか幾らというのは、県のほうからは申し上げることはできないと。そして、請願の趣旨が事業者の存続を可能とするように減額をとということでしたので、そこを踏まえて裁判所で調整をお願いしたいと伝えたところでございます。

猪股委員長 小越委員、大分時間かかりますか。

小越委員 はい、かかりますよ、まだ。

猪股委員長 じゃあ、1回休憩入れますけど、よろしいですか。

小越委員 はい。

猪股委員長 委員各位に申し上げます。審査の途中であります、暫時休憩いたします。

(休憩)

猪股委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。
質疑を続けます。質疑ございますか。

小越委員 では、引き続き、質問させていただきます。
先ほど質問いたしました年内支払い金額と分割支払い金額、そしてその差額の算出の根拠についてお伺いしたいと思います。

例えば、第101号の長田建設さんは、年内支払い額が0円です。これは多分先ほど説明がありましたように、落札の差額分がなかったということだと思うんですけども、この長田建設さんも分割支払い額、請求額が776万円に対して分割支払い194万円で、差額分として地域貢献をすればいいですよということで582万円です。

この長田建設さんの場合は、194万円と分割の金額を決めたのはなぜですか、どういう根拠なんですか。全額582万円の分をどうして分割に入れなかったんですか。

津田県土整備部総務課長 分割支払い金額につきましては、調停案の中では契約金額の5%を分割支払い金額としております。したがって、元の契約額の5%がこの分割支払い金額になっております。

小越委員 これを見ますと、その支払って下さいっていう入札違約金額、それから差額の分、これは地域貢献でいいですよっていいますと、大体6割以上なんですよね。中には、この長田建設さんは、776万円に対して地域貢献582万円、75%事実上減額しているわけですよ。70%を超えているところが、下の友愛工業さん73.5%、芦沢組土木さん70.4%、風間興業さん71.4%、廣川工業所さん70.4%、中村工務店さん69.8%というふうに7割近くの減額になっているんです。事実上の減額ですよ。この大きな減額についてどのように認識されていますか。

津田県土整備部総務課長 今回の調停内容につきましては、裁判所の関与のもとで請願の趣旨も踏まえて、事業者が存続するような調停案をまとめたところがございます。県としてはこの調停案が最善の案だと考えているところがございます。

小越委員 例えば、その存続させるためというのであれば、じゃあ分割を5年ではなく10年、15年かけて分割、とにかく全額払って下さいというふうにはどうしてならないんでしょうか。

津田県土整備部総務課長 繰り返しになって恐縮ですがけれども、昨年の議会で採択されました請願のほうで分割と、また減額というところが請願として出されたところが採択された。そこを重く受けとめまして、一部を分割払い、差額の分については地域貢献等を確約するといった調停案を県としては最善のものと考えたものでございます。

小越委員 分割の金額が少な過ぎると思うんです。先ほど地域貢献は何をするのかと白壁委員から質問がありましたけども、その地域貢献、例えば河川のパトロールとか、それから研修会っていうのは、どうやってお金に換算するんですか。この例えば上から植野興業さ

令和3年6月定例会土木森林環境委員会会議録
んは2億1,300万円を差額分として地域貢献するとなっています。2億1,300万円を5年かけてその地域貢献っていうものに、現金として2億1,300万円が該当しました。どうやってわかるんですか。

津田県土整備部総務課長 民事調停でございますので、県と事業者で歩み寄って調停案に至ったということでございます。金額換算の方法につきましても、どういったものが県民に御理解をいただけるかということ、まず事業者が考えまして、県としてもその相談に乗っていきたくて考えております。

小越委員 ということは、どういうものが現金化されるかはお任せってことですね、その会社に。地域貢献って、なんかすごくやってくれるような気がしますけど、ほかの地域の建設業者さんもパトロールをしたり雪かきしたりしているわけですよ。それが峡東地域の場合は、それが今までやっていたことと同じことが、じゃあ地域貢献で現金で換算して払ったってことにみなすってことは、不公平じゃありませんか。県として、どういうことをしたら現金化になるのか。例えば河川パトロールだったら、1日幾ら、何時間幾らって人件費の根拠とか、そういうのを示さないんですか。

津田県土整備部総務課長 調停条項の(8)にありますとおり、この確約は自主的な取り組みの確約でございます。県が制度をつくってというものではございませんので、事業者が県民の御理解を得られるような形で実施すると考えております。もちろん県も事業者からの相談には乗っていきたくて思います。

小越委員 ということは、例えば機械を買ったのはあるかもしれませんが、河川パトロールに行った、研修会をした、領収書とか、それから支払い請求書、何人行ったとかどこでやった、時間、誰が参加したのか、名前、役職、そういうのを普通は添付して県に報告するんですね。金額幾らかかったかって報告するんですね。それでその金額が5年間積み立てられて、この植野さんの場合は2億1,000万円になった。ならなかったら払ってもらおうということでもいいんですか。

津田県土整備部総務課長 報告書に添付する書類につきましても、また今後事業者と相談をしていきたくて思いますけれども、調停条項にありますとおり、差額については全てこの取り組みに消費するという事となっております。

小越委員 それじゃあ、消費したかどうか、誰も確認できませんよ。2億円、1億円の分をこの5年間でどうやってやったのか。自発的にやりましたっていう、それだけでいいということになっちゃうんですよ。2億円分が何に使ったのか、何の点検もしない、誰も根拠かわからない、そんないいかげんなことで県民が納得するわけがないと思いますよ。
部長にお伺いしたいんですけど、部長、去年もいらっしゃったので、ほかの県、国の方ですので、わかると思うんですけど、今回の談合のこの審判をお読みになって、どう考えましたか、この談合について。

大儀県土整備部長 先ほど申しましたが、談合というのはあってはならないものだということでございます。ですが、今回の件につきましては、先ほど来申し上げておりますように、その実損害を速やかに回復して、再発防止策にもなっているし、あとはその地域の貢献を確約するというものでございます。

そもそも20%の違約金を支払うということをしかりと認めた上でということでございますし、さらには議会で議決された請願があるということでございますので、地域の守り手として地域の建設事業者が継続的な事業を営んでいく必要もあるということでございますから、そういったことをあわせもって考えますと、今回の調停案というのは最善のものだと考えているところでございます。

小越委員 部長、審判を読んでいますよね。どうですか。

大儀県土整備部長 公取委等を出しているものとか、そういったものについては一通り目を通させていただいております。

小越委員 今回の審判の報告を見ても、部長はその程度の認識なんですか。私も9月議会のときに、この請願に反対しました。今回の談合は1回目じゃないんですよ。知っていますよね、部長だってそのとき知っているわけだから。そしていんなことを画策してやっている。そのときも申しあげましたけども、受注調整を行うために、公正取引委員会の外部に漏れることを防ぐために、各社の社長か兄弟か息子が受注調整に来るようにと、調整会議をしていたわけですよ。

そして、入札公告が行われた日から土日を除く数日の工事に参加する方は、建設業協会塩山支部の事務員に連絡して、塩山支部は工事ごとに取りまとめ表を策定し、落札決定後はシュレッターにかけていたんですよ。隠蔽していたんですよ。それを公取委は厳しく指摘しているわけですよ。

そして、1者入札をすると困るからって、県の職員が要請したから受注調整。そんなことは県の職員は言っていないわけですよ。隠していたわけですよ。隠蔽していたわけですよ。立入検査があつて初めて、これは談合かと自分たち自発的に認めたもんじゃない、この談合は、私許せないんです。だから怒っているんですよ。県民の皆さんがその2億円分で何をやったかわからない。領収書もわからない。会社が言ってきて、それを2億円に換算しますって、それで納得するわけがないですよ。これは、余りに甘過ぎる。税金を滞納している方はどうしたと思いますか。県がまけてくれますか、税金を。一括で払えって言われるんですよ。なぜこのことだけはこんなに29億円の支払いについて残額19億円、中には75%もまけてやる。ほかの建設業者の方々は真面目にやっていますよ。税金滞納していると、即刻払え、差し押さえすると言っている。この談合をやっていた会社の方々は、こういうことをしたら違約金が取られることを百も承知だ。契約書に書いてある。だけど、今回このことについて甘過ぎますよ。

私は会社を存続させるのであれば、分割でもいいから全額返してもらおう。そのくらいの意気込みがなかったら、このくらい談合してもこんなにまけてくれるんだってらって、

令和3年6月定例会土木森林環境委員会会議録
前例になってしまいましたか。談合しても大丈夫だ。25%ぐらい払えばいいということになる。前例になってしまうんですよ、これが。全国から高い落札率で1者入札高い山梨県のこの公共事業のあり方、そして今回のこの甘いやり方で、私は県民が納得すると到底思えません。甘過ぎますよ。

今後の再発防止について、どんなことをお考えなのか、お聞かせください。

津田県土整備部総務課長 再発防止につきましては、さまざまな罰則があることの周知を徹底してまいるとともに、入札に参加しやすい環境をつくることで、公正な入札というものが事業者の経営の中心と考えられるように促していきたいと思えます。

また、今回の調停の件につきましては、実際に再発した場合には、全額を支払ってもらおうという、この調停条項が担保となりまして、支払えないと言っている事業者に対して、談合すれば支払わなければならない。この条項が担保となりまして、十分な再発防止策になっていると考えております。

小越委員 談合しているかどうかチェックするっていう言い方なんですけども、今回のこの峡東地域は、ほかはわかりませんが、1回目じゃないんですよ。また同じことをするんじゃないかと県民からすごい疑念があります。県として談合は絶対やってはいけない話、これは犯罪なんだということを、今回のこの甘いやり方でいくと、逆なメッセージを送ってしまいますよ。県土整備部としてこのような甘い談合への認識は、本当に正すべきだと思います。

少なくとも、事前公表を事後公表にすること。1者入札を防ぐためにあらゆる手だてを取ること。少なくとも、公共事業の入札のあり方を変えるというところまで考えないと、談合への反省になっていないと思います、県としての。

私はこの29億3,810万円余の違約金を大幅に減額する、この調停全てに対して反対です。

討論

小越委員 第78号から第103号、調停について反対です。

談合は犯罪です。今回のこの調停案は、大幅な減額にほかなりません。他の建設業者に対して、また県民に対してこれでは説明がいきません。地域貢献という不明瞭な不透明なこのやり方では、全額のお支払いになるのかどうか、あやふやです。そして、このような甘いやり方をすると、前例をつくることとなります。契約の上で違約金があることを承知していた。しかし、これは山梨県のほうが契約を不履行にしてもいい、減額していい、そのようなことは通りません。税金を滞納されて仕方なく差し押さえられてしまった方や、分納で払ってらっしゃる方がいます。それがこの場合だけはこんなふうに大きく許されることは、まかりならないと思えます。

私は、この調停案に、県民の意見が通っていません、この調停、減額、大幅減額に反対します。

杉山委員

公共事業の執行に当たっては、談合はあってはならないものであり、談合を行った峡東地域の事業者は厳しく批判されるべきであり、業界と県は今後、今度こそ本当に二度と談合をしない、させないことに全力を尽くすべきであります。

一方、建設業者は地域の経済と災害対策の担い手として、なくてはならない存在であります。倒産、廃業すれば、その事業者だけでなく、関連する下請業者や資材業者等の経営や雇用、また災害発生時の応急活動など、地域への悪影響ははかり知れません。

今回、提出された調停案は、まさに裁判所の関与のもと公正な手続により、合理的な内容としてまとめられました。したがって、これを尊重し、調停を成立させるのが適切と考え、賛成討論といたします。

採決

採決の結果、起立多数で原案に賛成すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(流域治水について)

小越委員

流域治水についてお伺いします。

先ほど補正予算のところで、河川防災情報基盤整備、また土砂災害情報総合システムのことの御回答をいただきました。きょうの山日新聞の1面にも載っていたんですけども、山梨大学の鈴木先生が、浸水想定地域の大幅な拡大の資料が発表されました。そのことと関連してお伺いしたいんですけども、1000年に一度くらいの大きな洪水ということで想定されていますけども、それに対して山梨県の計画、今回の出されました流域治水対策推進基本方針はどのように関係しているのでしょうか。

岸川治水課長

ただいまの御質問にお答えします。

現在ハザードマップに利用されています洪水浸水想定区域につきましては、これは想定する最大規模、先ほど委員が言われましたように、1000年に一度の大雨に対して河川の氾濫によって浸水する可能性のあるエリアが、どのくらい浸水するんだといった水害のリスクというものを示したものであります。

流域治水対策、今回、流域治水対策推進基本方針を作成しましたがけれども、この取り組みによってその浸水想定区域の範囲というものが変わるわけではなくて、あくまでその被害の軽減とか、それから解消を図るという目的で今回この流域治水対策の取り組みということを決めたものであります。

小越委員

それで、ここにテーマが3つ書かれております。ハード面、それから被害を少なくすること、復興のための対策と大きく3つに分かれていると思うんです。河川のその範囲も今度広げて、鎌田川や濁川、支川も含めてやるということなんですけど、特に甲府市、それから中央市、いわゆる甲府盆地南側ですよ。そこが大きく浸水想定を今のハザー

ドマップでもそうですけども、今回そこに新たに鎌田川、濁川、また支川も加えますと、かなり大幅に広がるのか、それともきのうの鈴木先生と同じような規模になるのでしょうか。

岸川治水課長 先ほど言いましたとおり、今の浸水想定区域図というのは、想定最大という1000年に一度という洪水に対してつくられています。直接それと今回流域治水によって面積が変わるとかということはありません。あくまで浸水被害の軽減、解消を目指しての流域治水対策でして、今回さらにその大きな流域ではなくて、4つの小流域を対象でつくります。

それについては、基本的にはハード対策については、今の計画規模とか、過去の既往最大の洪水に対しての対策、それからさらにソフト対策としては、その避難というものについて、最大の洪水・浸水想定区域で示されているエリアに対するハザードマップに対応して方策を検討していくということでハード部分とソフト部分、対象する洪水2つ別々の考え方で対応をしていくということでもあります。

小越委員 ということは、ハード面とソフト面は別々の流量というか、時間雨量のことを考えているってということになりますと、例えば1000年に一度って私たちちょっとピンと来なくて、きょうが1000年に一度なのか、いや違うのかわからないんですけど、例えば時間雨量で50とか100とかっていうふうには、今テレビとかでよく出るんですけど、それでいくとどのくらいのことを今回の流域治水は想定されているのでしょうか。

岸川治水課長 先ほどちょっと言いましたけれども、今は河川の整備というのは50年に一度とか、30年に一度という整備で行っております。それに対してハード整備、それだけではなく時間がかかるし、お金もかかるということで、川の外で川に入ってくる水を少しでも減らす、おくらせるということを皆さんで協力していきましょうということ、この対策の中で地域と一緒に検討していくという、あくまで被害を軽減していくとか、そういうための対策を皆さんでやっていきましょうということの流域治水対策ということでもあります。

小越委員 そうしたら、具体的にどの程度の被害っていうか、その雨量ですとか、そこはなく、今よりも避難もして、被害を少なくするためっていう、そういう漠とした話かと思うんですけど。例えば甲府の線路より南側ですよ。大きくなるのは、今でもハザードマップ上は、かなり水浸しになるようなことになっていたりするんですけど、例えば遊水地ですとか、貯水槽ですね、貯水池、甲府東高校につくっていただきましたけども、そういうものをこれからどのくらい、どのあたりに想定するっていうのは、計画があるのでしょうか。

岸川治水課長 先ほど言いました4つ、小流域検討会を開いていきますけれども、その中で今委員が言われたようなことも含めて、各家庭でできることとか、事業者ができる雨水をためることですね。あと校庭への貯留等については、その中でいろいろ協議検討していきたい

と考えております。

小越委員 それはこの流域治水基本方針に行くんですけども、きのうの鈴木先生の発表が衝撃だったものですから。鈴木先生の発表によると、もう甲府の南盆地を含めて、かさ上げしなければ、もう1000年に一度ですけどもね、そういうことも含めますと。それは治水じゃなくて、全体の都市計画かもしれませんが、例えばかさ上げする計画ですとか、それからいろんな物を撤去、移動するとか、そういうことをこれから検討される方向なんでしょうか。

岸川治水課長 今回のテーマ、先ほど3つそれぞれあります。1つは、洪水氾濫をできるだけ防ぐ、減らすという、主にハード的な話になってくると思います。2つ目が、被害対象を減少させるための対策ということで、これは防災まちづくりとか住まい方の工夫、これについても検討していきます。3つ目として予定しているのが、被害の軽減ということで、避難態勢の強化とか、要は避難の関係ですね。先ほどの盛り土とかという話は、またその中でどういうまちづくりをしていくのかを、今回検討会では市町村もこの中に入ってきますので、一緒になってそういうことは検討していきたいと考えております。

(土砂災害警戒区域について)

清水委員 土砂災害警戒区域について何点か質問いたします。

今、山梨県は土砂災害警戒区域に7,000を越す箇所が指定されておまして、そのうち特別警戒区域が6,000、約83%が特別警戒区域という大変な状況で、またきょうも雨が降っていますけど、こういった状態がこの10年、年々多くなって、この数もまたふえる一方じゃないかなと懸念しております。

それで、昨年1年間でこの土砂災害警戒区域という箇所が147カ所ふえたデータになっておるんですけども、この147カ所というのは、県内及び私の甲斐市のどのような種類のものがその県内及び甲斐市で追加されたのか、それについて御説明をお願いいたします。

岩館県土整備部技監(砂防課長事務取扱) 本年2月に今御指摘ありました土砂災害警戒区域147カ所を追加指定してございます。この土砂災害警戒区域のまずどのような種類がというのは、災害の種類、大きく3つございまして、土石流、地すべり、崖崩れがございすけれども、このたび147カ所追加指定したものの全てが地すべりの土砂災害警戒区域になります。

また、甲斐市及び県内の追加の指定状況でございますけれども、甲斐市での追加指定はございまして、身延町で74カ所、南部町で24カ所、市川三郷町で23カ所等、主に峡南地域のものが追加指定となっております。

また、今回の指定を踏まえまして、この市町村においてはハザードマップ作成配布訓練実施など、危険の周知、また警戒避難体制の整備が義務づけられることとなりますので、連携しまして、ハザードマップの改定や訓練実施、一緒に警戒避難対策の整備を進めてまいりたいと考えております。

清水委員

ありがとうございました。

急傾斜地の崩壊と土石流、地すべりと3種類あるということで、この147カ所が全て地すべりだという御回答で、ちょっとびっくりしたんですけども。それで、今後こうした問題箇所に対していろいろハード対策をとっていただけたらと思うんですけども、場所とその内容についてちょっと御説明をお願いいたします。

岩館県土整備部技監（砂防課長事務取扱）

先ほど申しました土砂災害、3つの現象に対しましては、それぞれ土石流については砂防ダムの建設、地すべりについては、いろいろ山自体を押さえるアンカー工等そういった対策、崖崩れについては崩れるのり面自体を押さえる工事、そういったものを行いますけれども、例えば甲斐市におきましては、本年度土石流の対策といたしまして、菅口地区におけます砂防堰堤の工事、またそのほか打返地区、吉沢地区、2カ所における砂防堰堤の工事に向けた設計、こういったものを進めてまいります。

また、崖崩れの対策についても、甲斐市では進めておりまして、亀沢地区での工事、またその隣接箇所及び岩森地区、2カ所の用地測量、または設計工事、こういったものを実施していく予定でございます。

清水委員

特に甲斐市は山合いの急峻なところに部落がいっぱいあるということで、こういった危険な箇所が日々増しているような傾向にあると思いますけども、しっかり対応をお願いしたいと思います。回答は結構です。

主な質疑等 林政部・環境エネルギー部関係

※第62号 山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例制定の件

質疑

(山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例について)

志村副委員長 それでは、太陽光発電システムの適正な設置及び維持管理に関する条例案につきまして質問させていただきます。

ようやく条例案の上程にこぎつけたというふうにも感じているわけですが、これまであり方検討会ということもあったと記憶していますが、条例に至るまでの改めて検討の経過について御説明をお願いします。

中澤環境・エネルギー政策課長 ただいまの御質問にお答えします。

条例の検討につきましては、昨年8月に設置をいたしました有識者会議における御意見や検討、あるいは11月に県議会からいただいた政策提言を踏まえ、条例化に向け検討を進めてまいりました。

また、先般パブリックコメントを実施し、県民の皆様からも広く御意見を伺う中で、条例案を作成し、本6月議会に提出をさせていただいたところであります。

志村副委員長 よくわかりました。パブリックコメントということで、たしか196件でしたか、たくさんの御意見が寄せられたとお聞きをしているわけですが、これについてパブコメのたくさんの意見で対応も大変だったかと思えますけれども、これについての状況をお聞かせください。

中澤環境・エネルギー政策課長 ただいまの御質問にお答えします。

パブリックコメントにつきましては、4月2日から15日までの間におきまして実施をいたしまして、議員からありましたように、196件の御意見をいただいたところであります。

結果といたしましては、条例本文への意見反映が23件、運用など実施段階における検討が70件でありまして、合計で約100件の御意見を条例に反映をさせていただいたところです。

なお、県民の皆様からの御意見をできる限り反映するよう心がけたところであります。

志村副委員長 わずか半月、2週間で本当に数多くの御意見をいただいたわけですが、今説明があった23件を反映して、それから今後実施段階で70件ほど、これも検討していくということですが、条例案に具体的に反映された主なパブリックコメントの御意見を、ちょっと幾つかお聞かせいただければと思います。

中澤環境・エネルギー政策課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

主なものいたしますと、まず「森林県として森を守る強いメッセージが必要」との意見に対しまして、条例の目的の中に「地球温暖化の防止などに重要な役割を果たしている森林が県土の多くを占める本県において」というような表現を追記いたしました。

また、「森林の有する水源涵養の保全の観点からも、規制が必要ではないか」といった御意見に対しまして、設置許可の基準の中に、「水の確保に関する項目」を追加いたしました。

さらに、「条例施行までの期間が少し長いのではないか」というような御意見もございまして、新規の設置に関しまして、施行日を前倒ししたところであります。

主なものは以上となりますけれども、繰り返しですが、御意見をできる限り反映するように心がけたところであります。

志村副委員長 承知しました。実際にこの条例、また運用していく中で、課題等も出てくるだろうと思います。私ども笛吹のエリアでも、そうした計画に対する住民の方の反対もある中で、この条例ができたというか、これから施行される所に向かっていく中で、やはり景観を守るということから防災対策に生かされるのではないかと。太陽光発電の事業による防災面で非常に不安な状況を、この条例ができることで解消していけるのではないかと希望を持っています。

ぜひまた運用していく中で、改善も図っていただくところは図っていただきながら、取り組みを進めていっていただきますようお願いをいたしまして、質問を以上とさせていただきます。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第74号 令和3年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中土木森林環境委員会関係のもの、第3条債務負担行為の補正中土木森林環境委員会関係のもの

質疑

(治山費について)

志村副委員長 すみません。林政部の治山費の追加で資料をいただきました部分をちょっとお聞きしていきたいんですけども。よくいわれるように、県土面積の約8割が森林ということで、その森林の多くは山地、山に囲まれた山梨県のまさに財産でもありますけれども、ここのやはり防災事業をしていくというのは、非常に重要な観点だと思っているんです。たしか2月議会でも、この点については国の防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策で、第3次補正を活用した説明もありましたけど、13カ月予算だとか、15

令和3年6月定例会土木森林環境委員会会議録
カ月といわれているかのように、当初予算と一体的に執行するというので、予算を編成したと承知していますけども、今回またさらにここで10億円余の追加補正ということで、計上される理由をまずは御説明をお願いします。

金丸治山林道課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

地形が急峻で地質が脆弱である本県は、山地災害の発生リスクが高く、治山施設による防災対策が必要であることから、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策も含め、地方を支援するための予算を国において十分確保するよう、知事が直接農林水産大臣を訪問するなど、働きかけを行ってきたところであります。

こうした取り組みの結果、国から県予算を上回る内示があったことから、これらの予算を有効に活用し、山地災害対策を一層推進するため、本6月議会に補正予算を計上したところであります。

志村副委員長 一昨年、台風19号で山梨県も本当にいろいろ甚大な被害もあり、森林山地被害というのも多かったと認識しているんですけども、私の地元の笛吹市御坂町の黒駒地区でも、一部山が崩落したところもありましたけども、近年この山地災害というのは、どんな状況で起きてきているのかというところを、ちょっと御説明いただけたらと思います。

金丸治山林道課長 本県の山地災害の発生状況につきましては、平成19年から28年までの10年間における年平均発生件数は約2件でありましたが、平成29年から令和元年度までの3年間の平均件数は約11件と、発生件数が約9倍に増加している状況であります。

志村副委員長 本当にこのところ、大変急増しているということで、この対策は本当に急務だなと感じていますが、そうはいつても、この災害を未然に防止していくというところは、一番重要なのかなと思いますので、この限られた予算を有効に活用して、整備をしていくことが重要だろうと思います。本当にいろいろな箇所をやっつけていかなきゃならないと思うんですけども、どんな考え方でこの整備を進めていくのか、この点をお聞きします。

金丸治山林道課長 済みません、先ほどの答弁のところ、平成29年から令和元年度までの3年間の平均件数について11件と申し上げましたが、17件が正解であります。訂正をしておわび申し上げます。

ただいまの御質問についてお答えいたします。

治山事業につきましては、市町村と連携した現地調査等を行い、台風や集中豪雨により、土砂が流出するおそれのある山腹崩壊や、溪流に堆積した不安定土砂の状況等を把握し、人家や公共施設に及ぼす影響などを総合的に検討した上で、山地災害の発生リスクが高い箇所を優先して整備を進めております。

志村副委員長 県民生活の安全・安心はもとより、林業に携わる方にとっても、今後の森林整備、治山対策というのは本当に重要な観点だと思いますので、今後も一層しっかり取り組んでいただけるようお願いいたします。

(再生可能エネルギー導入目標策定事業費について)

それからもう一点、環境・エネルギーのほうでちょっとお聞きしたいので、次の質問をさせていただきますが、課別の環の2ページになりますけど、再生可能エネルギー導入目標策定事業ということで、これについてお伺いをします。

先ほど太陽光発電の関係の条例もありましたけれども、再生可能エネルギーというと、どうしても太陽光発電というのが、シェアも高く、イメージとしてもすぐ浮かんでくるんですけど。山梨県におけるこの再生可能エネルギーの導入状況、市町村の部分もあるかもしれませんが、ざっくりとした感じで結構ですので、今どのようになっているのか、御質問させていただきます。

中澤環境・エネルギー政策課長 ただいまの御質問にお答えします。

本県のエネルギービジョンにおきまして、2030年度の電力自給率の目標を70%といたしまして取り組んでおります。現在の進捗が約60%ということでありまして、順調と考えております。

なお、導入の形態につきましては、水力発電が約7割ということで、最も多くなっておりまして、事業用の太陽光発電に続きまして、そのほかバイオマスですとか、屋根置き太陽光といった状況になっております。

志村副委員長 わかりました。やはり太陽光が多いんですけども、非常に水力発電、小水力も含めて期待をしていますので、ぜひ今後も推進をしていただけたらと思います。

この事業の中で、導入目標の策定に向けて、調査分析、検討会議を開催するとありますけども、この具体的な内容はどのような内容なのでしょう。

中澤環境・エネルギー政策課長 ただいまの御質問にお答えします。

調査等の内容につきましては、本県におけます再エネの導入ポテンシャルの調査をいたしまして、再エネの導入形態に応じた導入量の検討などを専門の業者に委託をして実施をいたします。

並行しまして、市町村や経済団体により検討会議も立ち上げまして、調査結果を活用しながら、今年度中の新たな導入目標の策定に向けて検討を進めてまいりたいと考えています。

志村副委員長 今年度中の目標策定ということで、これはきっと市町村でも県のほうで、この導入目標を策定してくれるのを期待しているという側面もあろうかと思っておりますので、ぜひ年度中にそこまでたどり着いていただけるようお願いしたいと思います。

1点、ちょっと心配というか、山梨県としては推進しながらしっかり規制もしていくというところで、この太陽光発電の条例を、先ほど委員会としては可決をしたわけですけども、国は太陽光発電の導入というのは、本当に促進をずっと呼びかけを続けている一方で、山梨県の場合は、森林に設置するものに関して、あるいは防災上、問題があるものに関しては規制していくということで、若干ここの厳しさが国の方針と矛盾する

令和3年6月定例会土木森林環境委員会会議録
と言われてしまうところもあるのではないかなという懸念もありますけど、この点についてはどうのように考えていますか。

中澤環境・エネルギー政策課長 ただいまの御質問にお答えします。

太陽光発電につきましては、国においては屋根置きタイプを中心に設置を促進する方針と承知をしております。

脱炭素に向けまして、太陽光を初め、再生可能エネルギーの導入推進というのは必要でありますので、委員からありましたように、規制と推進のバランスをとりながら進めることが重要と考えております。

本県では、太陽光などさまざまな再エネを対象に今後導入ポテンシャルの調査などを実施しまして、こうした調査結果を市町村などとも共有をし、連携を図りながら地域環境との調和が図られる形での太陽光発電などの導入を推進してまいりたいと考えています。

志村副委員長 屋根置きの太陽光発電、一般の御家庭にお願いするものも近年ふえていて、特にここ一、二年で山梨県内でも取り組んでいらっしゃる業者さんもいて、本当に推進されています。屋根置き発電とか企業のRE100ですとか、そういった部分での太陽光発電というのは、私もしっかり推進していくことが大事だなと思いますので、これからも市町村や事業者さんとして協力していただきながら、この再生可能エネルギーの導入に向けて目標策定も含めて取り組んでいただけますように期待をして、質問を終わりたいと思います。

猪股委員長 委員各位に申し上げます。会議冒頭の環境エネルギー部の概要説明について、発言の訂正の申し出がありましたので、これを受けることといたします。

村松環境・エネルギー部長 冒頭、私が御説明いたしました環境・エネルギー部関係の補正予算案につきまして誤りがございましたので、おわびを申し上げまして、改めて説明をさせていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

恐れ入りますが、課別説明書の（環）の1ページを改めてお願いしたいと思います。

この総括表の一番下になりますけれども、環境・エネルギー部の補正予算案の総計につきましては、この左から2つ目の欄になりますが、4,999万7,000円でございます。その左側の補正前の額と合わせました合計額につきましては25億1,908万8,000円でございます。よろしくお願いたします。申しわけございませんでした。

(管理捕獲従事者等研修施設整備費について)

杉山委員 環の3ページをお願いします。

管理捕獲のための施設整備費用ということなんですけども、野生鳥獣によるその農林被害というのは、もう数十年経過し、古い話だと思います。そういう中で、こういう整備費だということだと思うのですが、近年のその野生鳥獣による農林業に対する被害というのは、どういう状況なのか。それとあわせて、その管理捕獲の状況は、どういう状

令和3年6月定例会土木森林環境委員会会議録
況なのか、教えていただきたいと思ひます。

石原自然共生推進課長 ただいまの質問にお答えいたします。

まず、近年の野生鳥獣による農林業被害の状況でございますけれども、平成28年をピークに若干減少傾向にございます。ただし、令和元年度の被害額を見ますと、3億3,300万円と、依然として深刻な状況にございまして、その4割以上がニホンジカによるものという状況でございます。

管理捕獲につきましては、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザルを対象に実施しているところでございますけれども、特に被害の大きいニホンジカにつきましては、国で定めております抜本的な鳥獣捕獲対策に合わせまして、平成23年度の推定生息数約6万5,000頭を令和5年度までに約3万2,000頭まで減少させることを目標に捕獲を進めているところでございます。

ニホンジカ、非常に繁殖力が強く、この目標を達成するためには、毎年1万6,000頭を捕獲する必要がありますが、現在のところおおむね順調に推移している状況でございます。

最終的には、本県の適正生息数とされております4,700頭を目指して管理捕獲を進めていくこととなります。

杉山委員

今、御説明いただいたところですが、私の地元の周りも鹿がふえているという感覚がありますし、特に猿なんかは本当に年々ふえている感覚です。被害額、今お話がありましたけれども、高齢者を中心にもう畑をやめてしまう、そういうところがふえていて、実質はもっと被害があると思うんですね。そういった高齢者は、農業が楽しみで、近所の人や子供夫婦に配ったり、そんなことで地域のコミュニティが守られているということがあるので、そういうことが崩壊していることを考えると、その影響は本当に大きいものがあると思ひます。

それで、その対策として管理捕獲というのが、本当に重要なことだと思いますが、そもその話ですけども、その管理捕獲の管理というのは何を管理しているのですか。そこをちょっとお聞きしたいと思ひます。

石原自然共生推進課長 ただいまの質問にお答えいたします。

管理捕獲の管理でございますけれども、個体数の管理になります。イノシシ、ニホンジカ、ニホンザルにつきましては、第2種特定鳥獣管理計画というものを定めまして、減少に向けた管理捕獲を進めているところでございます。

杉山委員

頭数の管理というお話ですが、そもそもその意識を変えていかないと、頭数じゃなくて。今野生鳥獣の行動範囲も変わってきていますし、そもそもそういうところで人間との共生のバランスが崩れていると思うんです。単純に頭数の話ではなくて、そういう被害を動物たちといかに共生できるかっていうところを、しっかり管理をするということに主眼を置かないと、これはいつまでたってもずっと同じだと思います。

だから、その辺の考えをちょっと変えていただきたいと思ひますが、いかがでしょう

か。

石原自然共生推進課長 ただいま杉山委員から、行動範囲も変わっているというお話がございましたけれども、ニホンジカにつきましても、これまで生息が確認されておりました標高の高い山ですとか、あるいは別荘地、河川敷等々にも分散しているような状況でございます。

そのようなところも考慮しながら、どのように捕獲を進めていくのかということを考えていかなければいけないということは、私どもも考えているところでございまして、実は、昨年度5キロメッシュでどの地域に鹿が多く生息しているのか調査したところでございます。こういうものをもとに、この後どのように効率的に管理捕獲を進めていくのかということも、今いただきました意見も参考にしながら考えていきたいと思えます。

杉山委員 いずれにしても、今農政部もこの鳥獣害被害に対しては莫大なお金を毎年投入しているわけですね。できたら、そういうところと連携をして、さっき言ったように、人間と共生をいかに保てるかということを目指して、やっていただければと思います。

それと、先ほど言いましたけれども、そういった対策を考えると、やはりその管理捕獲というのは一番大事な対策の一つだと思いますけれども、今後その管理捕獲を進めるに当たって、何か問題点等々があればお聞きしたいと思います。

石原自然共生推進課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

管理捕獲を進める上での問題点ということでございますけれども、先ほどもお話しさせていただきましたように、管理捕獲を強化したことによりまして、ニホンジカが今までいなかったようなところに分散していると。標高の高い山であったりと、そのような中で、ニホンジカの捕獲が難しくなっているような状況がございます。

一方、捕獲する側でございますけれども、近年下げどまっているものの、高齢化であったり、減少であったりといった課題を抱えているところでございます。捕獲が難しくなっている中であって、管理捕獲を着実に進めていくためには、やはり捕獲従事者の確保、育成というところが課題である状況でございます。

杉山委員 今、捕獲従事者の人材確保というなお話がありましたが、こういった施設をつくるということと同時に、そういった施設をつくっても、そこで研修する人がいなかったら話にならないと思います。そこで、人材確保については、何か対策を考えていらっしゃいますか。

石原自然共生推進課長 人材確保というのは、教える側の人材確保ということでよろしいでしょうか。

杉山委員 いやいや、教える人も当然必要だろうし、教わる人がいなかったら、もっと大変ですよ。そこのところも含めて、人材確保をどのように確保していく考えがあるのかということをお聞きします。

石原自然共生推進課長 人材確保でございますけれども、現状、もう確保に向けてさまざまな取り組みをしているところでございます。狩猟免許の経費を助成したり、あるいは銃を持つときの許可申請経費を助成したりとか、狩猟に入りやすいような環境を整えたり、あるいは狩猟を始めた方々が、狩猟の世界になじめるように、若手狩猟者を対象とした実際の山での研修を行ったりと、いろんな取り組みをしているところでございます。

そういった取り組みをする中で人材を確保していくわけでございますけれども、そういった取り組みがございまして、現在のところ、狩猟者につきましては、減少がちょっととまっている状況でございます。

今後、こういった施設をつくりながら、そういった研修等をさらに充実していくことで、狩猟者の増加につなげてまいりたいというふうに考えているところでございます。

杉山委員 今度つくられる施設の概要を説明していただきましたけれども、その整備に七、八年かかるという説明がありましたが、七、八年という猶予があるのかどうか。とても長いと感じるんですが、そういうタイムスケジュールでいいのかどうか、ちょっとお考えをお聞きしたいと思います。

石原自然共生推進課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

杉山委員御指摘のとおり、現状、農林業被害の状況を考えると、一刻も早く整備したいところでございます。そういった面では、この整備を急いでいるわけでございますけれども、工程といたしまして、今回予算計上いたしました測量のほか、設計、工事車両が通行するための橋の補強であったり、アクセス道路の整備、造成、施設建設といったプロセスが今回の整備に必要になりまして、昨年実施した基礎調査において7年から8年という工期が示されたわけでございますけれども、冒頭説明させていただきましたように、蕪崎市でアクセス道路の整備を担っていただくことになりましたので、蕪崎市のほうと連携を図る中で、効率的に整備を進めまして、現状、農林業被害等も考慮しながら、早期の完成を目指してまいりたいと考えております。

杉山委員 最後です。先ほど管理捕獲従事者、今いろんな施策によって下げどまっているというお話がありましたが、多分絶対的に少ないだろうと思います。まして、今猟友会等々を見ると、大分高齢化をしてきて、人材確保はかなりスピードアップして確保していかないと、という危惧は持っているんですね。そういう意味では、一つの案として、ぜひやってくさいって方を募集するだけではなくて、市町村と連携が必要になると思いますけれども、例えば、各消防署の職員にそういうことをやっていただくとか。例えばそういうことも含めて、積極的な人材確保の方向をとっていかないと、やはりなかなか集まらないのではないかなと思っております。

そういう意味では、そういった積極的な考え方と、冒頭言いましたけれども、管理捕獲の管理というところを、どこに、何のための管理をやるのかというところを、しっかり目標を持ってやっていただきたい、そんなことを思っていますが、最後に御意見をお聞きして終わりたいと思います。

石原自然共生推進課長 貴重な御意見をありがとうございます。今いただきました意見を参考にさせていただきながら、冒頭でもお話ししましたように、農林業被害、依然として深刻な状況でございます。一刻も早く整備ができますように、パートナーとなります葦崎市とも連携を図る中で、着実に整備を進めてまいりたいと考えております。

(再生可能エネルギー導入目標策定事業費について)

清水委員 先ほど質問が出ましたので、若干関連するんですけども、環の2ページの再生可能エネルギー、これについて幾つか質問させていただきます。

実は、2009年に「CO₂ゼロやまなし」という宣言を、山梨県は全国に先駆けてやりました。そのときに私は別のフィールドにいて、「おお、山梨すごいじゃん。」と思ったんですけども、それ以来十何年たっても、「本当にあれどうなっているの？」と思うぐらい活動が見えないんですね。

だけど、今は2050年脱炭素と世界も言っているし、日本も言っているし、山梨県もこの間知事も言っている。各市町村もそういうところにかじを切っていると。ということを見ると、今までみたいなやり方だと、この施策というのは、本当に実を結ばないと思うんです。

それで、1点お聞きしたいのは、その目標を設定する傾向があるんですけども、その根拠をしっかりと、どういう考えで、どういう根拠で、どういうふうに積み上げていくんだという、そこをどのように考えているのか、ちょっとお話ししたいんですけど。

中澤環境・エネルギー政策課長 ただいまの御質問にお答えします。

本県、2050年のCO₂ゼロに向けまして、県の温暖化対策実行計画におきまして、クリーンエネルギーの導入促進ですとか、省エネ、あるいは森林整備による吸収などによりまして、その実現を目指すということにしておりまして、これまで小水力発電などの再生可能エネルギーの普及促進ですとか、クールチョイス県民運動などに取り組んできたところであります。

こうした中、国は2030年度の温室効果ガスの削減目標を大幅に引き上げまして、再エネの導入を促進するという方針でありますけれども、本県におきましては、委員御指摘のとおり、再エネの導入を促進するためには、しっかりとした根拠やデータに基づいて戦略的に取り組む必要があると考えています。

このため、今回予算計上をさせていただきました再生可能エネルギー導入目標策定事業費におきまして、一部重複をいたしますが、まず本県の再エネの導入ポテンシャルをしっかりと調査をいたしまして、その結果を踏まえてさまざまな再エネについて、それぞれの導入形態に応じて、どのくらい導入するのかといったところをしっかりと検討いたしまして、その上で新たな導入目標を設定していきたいと考えております。

清水委員 令和1年、令和2年、令和3年と予算の中で継続して水素エネルギーとか地中熱とか小水力などの、普及啓発という事業費があるんですけども、要するに実効性がなくて、例えば講習会をやりますとか普及活動をやりますというテーマで、いつも終わっちゃう

令和3年6月定例会土木森林環境委員会会議録
んですけども。その実効性のある手法、あるいはその実効性のある行動指針、ソフト開発がなかなか非常にブアではないかなと私は思うんですけども、そこをどのように考えてやっていこうとしているんでしょうか。

中澤環境・エネルギー政策課長 ただいまの御質問にお答えします。

県におきましては、再生可能エネルギーの導入促進に向けまして、事業者への普及啓発等を図るために、議員からありましたように、セミナーの開催等を実施しているところでございます。しかしながら、脱炭素化を加速させていくためには、事業者にはセミナー等への参加にとどまらず、実際に取り組んでいただくことが必要だと考えております。

このため、本年2月に立ち上げました官民のトップで構成をいたします「ストップ温暖化やまなし会議」を活用いたしまして、エネルギーサービス事業者や金融機関、あるいは設備業者などのステークホルダーによります新たな推進組織を設けまして、再エネの導入目標の達成に向けまして、具体的な事業モデルですとか、効果的な普及啓発を検討いたしまして、それを全県で展開をしてみたいと考えております。

清水委員

今ステークホルダーという言葉が出たんですけども、いろいろな産業界、ものづくりとか、サービス業とか、いろいろな業界があって、その中で全てエネルギーというもので成り立っているんですけども、そこをどのように有機的に結びつけるかということで、今のお話をやっていくということなんですけども。先般、国もその導入方針を2030年、2050年と節目があって、2030年のところの目標値を引き上げたんですね。山梨県はそれを受けて、その目標値の引き上げ、もう私はやるべきだと思うんですけども、考えていないんでしょうか。

中澤環境・エネルギー政策課長 ただいまの御質問にお答えします。

本県の温室効果ガスの削減目標につきましては、地球温暖化対策実行計画におきまして、国の引き上げ前と同じく、2030年度に2013年度比でマイナス26%としております。委員御指摘のとおり、先般国がこの目標を26%から46%ということに、大きく引き上げたということですが、そういったことも考慮をしながら、今回策定します新たな再エネの導入目標なども踏まえながら、2030年の新たな温室効果ガスの削減目標ですとか、その達成に向けました具体的な施策を検討いたしまして、来年度に新たな県の温暖化対策実行計画を策定してみたいと考えております。

清水委員

ぜひ強力に進めていただきたいと思います。

それで、国が2050年脱炭素と首相が宣言したと。あれをターニングポイントで、もうかじが切れたわけですよ、2050年ゼロで。長崎知事も先般山梨県2050年ゼロ、これでもう明確に何をやらなければならないかと決まったわけですよ。その10年前に「CO₂ゼロやまなし」と、もう宣言しているんです。あれが本物であって、ぜひ我々県民としてもやりたいわけですよ。ですから、その辺をぜひ日本のリーダーとして環境立県・山梨の本物さを、このCO₂ゼロを達成することによって実現してもらいた

令和3年6月定例会土木森林環境委員会会議録
いと思うんですけども、最後に部長のほうから、その辺の意気込みをちょっとお話しいただけますか。

村松環境・エネルギー部長 ただいま委員から御指摘がございましたとおり、2050年カーボンゼロというのは、地球全体の目標、ゴールということに共有されてきておりまして、本県では随分前からそのようなことを表明して取り組んできたということでございます。

やはり具体的にどのような形で県民、事業者、それから私たち一般行政も思っておりますけれども、具体的な取り組みを進めていくのかということところが、やはり一番重要になってくるのではないかと考えております。

先ほども、課長からも御説明させていただきましたように、まずは県内の一方で森林での太陽光発電を規制する中で、どういう形でこれから本県の再生可能エネルギーというものを導入していくことができるのかということ、導入ポテンシャルというのをまずしっかりと把握いたしまして、しっかりしたエビデンスに基づいて、具体的な事業モデルというものを検討していくということが、まずは一番重要で我々に求められていることだと認識しております。

今後しっかりした調査を行いまして、その結果を踏まえまして、2030年、基本的には46%減とっておりますし、2050年のカーボンゼロに向けまして取り組んでまいりたいと、このように思っております。

白壁委員

だんだん思い出してきたんだけど、当時はゼロエネルギーっていうよりも、地産地消っていう言い方をしたよね。あの当時はFIT（フィット）制度もなくて、大規模太陽光発電についての意識はあまりなかった。あったのは、家庭の住宅の屋根に太陽光を設置すること。それによってこのくらいの発電量が確保できること。

それと、今みたいに設置がなかったから、いわゆる民生部門での電気の消費量を抑えようということ、それと既存の水力発電を活用しながら、こういうふうにしていくと、このくらいでこの辺から減ってくるよという計画書のことを、今、清水委員が言われているんじゃないかな。

当時、大々的にエネルギーの地産地消をやっていたから。だから、もう一度それを当時のことをしっかりと見直していけば、今になるとFITがあるから、そうすると、もう少し違う形かもしれないし、これからの時代は燃料電池もあるし。ということで、この燃料電池の電気を太陽光という時代になってきて、その技術の中東に売ろうとかってやっているわけだから、もう一度見直しをして、カーボンゼロの2050年って、世界的な目標だから何とも言えないんだけど、でも日本はそういう方向に努力しようということ。でも何だかよくわからない、明確になっていないこと言っているんだけどね。でも山梨県は、一旦はそういう方向に行こうってかじを切ったんだから、もう一回精査して、整理整頓して計画をつくり直すということはいいいことだと思うしね、ということなんだよ。

今、部長の答弁を聞いていると、FIT制度がそのころあったのかなっていうふうを感じるから、そうじゃないんだよね。屋根、それと水力、それと今からの時代になれば燃料電池、だから、もう一回本当にやるつもりであれば、もう国はやるということだか

令和3年6月定例会土木森林環境委員会会議録
ら、ぜひこれを契機にちょっと考え直してもらいたい。計画をもう一回引っ張り出して
つくり直すということも一つの手法だと思うから、ぜひ考えていただきたいというふう
に思います。

村松環境・エネルギー部長 ただいまの白壁委員から御指摘がございましたとおりでございます、本
県の温暖化対策とそれから再エネルギー政策、これは相互に密接に関連をしているので
ありますけれども、取り組みといたしますと、温暖化対策というものと、それからエネ
ルギービジョンという形での、地域独立型の分散型のエネルギーの導入推進ということ
で、エネルギービジョンに関しましては、最終的には2050年の時点で、県内で発電
する電力で県内の電力消費を賄うというような形で進めてきたということでございます。

さまざまなFIT制度でありますとか、もろもろの状況の変化もございますので、エ
ネルギービジョンにつきましても、改めて見直しをいたしまして、しっかりとした取り
組みを検討し、実施してまいりたいと思っております。

討論 なし

採決 原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第75号 令和3年度山梨県恩賜県有財産特別会計補正予算

質疑 なし

討論 なし

採決 原案のとおり可決すべきものと決定した。

※所管事項

富士川水系の河川水と堆積物に係る調査について、執行部の申し出により、説明が行われた。

質疑

(富士川水系の河川水と堆積物に係る調査について)

小越委員 確認なんですけど、先ほど環境科学検査センター、堆積物の話なんですけど、その予
算っていうか、お金はいつなのか、幾らなのか、まずそこを教えてください。

渡辺大気水質保全課長 環境科学検査センターへの委託につきまして、先週委託を行ったところござ
います。済みません、委託金額につきましては、確認してちょっと御説明させていただ
ければと思います。

小越委員 その環境科学検査センターに調査の計画、どうやって調査したらいいかっていうことを、多分委託したと思うんですけど。調査のやり方、河川水もそうなんですけど、静岡のやり方っていうか、山梨県と同じやり方で同じ業者が分析するっていう認識でいいんですよね。

渡辺大気水質保全課長 調査計画を策定してまいります。調査計画の過程で静岡県とも情報共有をしながら、静岡県も静岡県分は同じやり方で調査ができるような調査計画を策定し、調査につきましては、山梨県側分は山梨県が、静岡県側は静岡県がやるような形で調整をしたいと考えております。

小越委員 ちょっと不勉強なんですけど、アクリルアミドポリマーが変化すると、有害物質のアクリルアミノモノマーになるっていうんですけど、その有害物質がどのくらいあると、どんな影響があるのか。河川、自然環境、人体、そういうものがアクリルアミドモノマーっていうのとどういう自然環境に影響するのか、その基準とか起点とか、そういうのがあったらちょっと教えてください。

渡辺大気水質保全課長 アクリルアミドモノマーにつきましての環境への影響についての御質問でございます。

アクリルアミノモノマーにつきましては、河川水における基準値や指針値などは決められていない状況でございます。環境省がその河川における検出状況を調査している段階でございます。したがって、影響については不明といわざるを得ない状況ですが、環境省が直近では、平成19年に全国で23の河川でアクリルモノマーの調査、検出調査を行っておりまして、そのうち6河川でアクリルアミノモノマーが検出されております。本県でも調査をしていくわけですが、検出された場合は、環境省にも相談しながら対応を検討していきたいと考えております。

猪股委員長 小越委員は、どういう影響があるのかっていうことを質問しているんです。いいですか、わかります？ わからなければ、後でまた報告してもらうんですけど。

渡辺大気水質保全課長 影響につきましては、環境省が状況を調べているという段階でございますので、環境への影響については、今の段階では不明ということでございます。

小越委員 環境への影響がないっていうことは、このアクリルアミドモノマーが検出されたとしても、雨畑川、早川、富士川、静岡はサクラエビのことを言っていますが、それが検出されたとしても、自然環境に何ら影響はないっていう、そういう理解なんですか。どんな被害とか、公害が心配なんですけど。

渡辺大気水質保全課長 アクリルアミドモノマー自体につきましては、発がん性が懸念されている物質で、あと毒物及び劇物取締法上の劇物に指定されております。

したがいまして、人体には有害性があるわけですが、その濃度とかにつきまして、現在評価のほうはされておりませんので、そういった面での濃度的な評価という面では不明ということになっております。

小越委員

いや、今の話を聞くと、素人的には発がん性があるって劇物っていうのが河川にあるというのは、非常に不安なんですけど。何かすごくそこが曖昧だなと思って、それがサクラエビじゃなくて、そこにその水を使って田畑をやっている方もいますし、私、アユのことで何人もの方から言われて、早川でアユがとれてないと。このアクリルアミノモノマーが原因なのかはわからないんですけど、劇物になるかもしれないっていうものが出てきたのであれば、その河川の大きな心配、自然破壊、人体にも影響になりますと、これは大きな問題になると思うので、それは地域住民とかに、検査のやり方ですとか報告とかは、どのようにするんでしょうか。

渡辺大気水質保全課長 アクリルアミノモノマーの富士川における検出状況、検出濃度につきましては、今後7月下旬をめどに調査をいたしますので、それにつきましては、調査結果がまとまり次第、9月から10月をめどに公表をしていきたいと考えております。

そこにつきましては、仮に検出されたという場合につきましては、先ほど説明させていただいたとおり、環境省でも規制をしている物質ではないので、その影響等につきましては、国にも十分相談しながら対応を検討させていただければと考えております。

小越委員

影響がないというふうに言い切れちゃいますと、ちょっと逆に心配で、それでいいのかなって思っているんです。それは科学的に環境科学検査センターや、それからほかにも依頼すると思うんですけど、住民とすると非常に心配なんですよ。何か出ても関係ないみたいなことを言われるっていうふうに今受けて、いや、それでいいのかなって思っています。それだったらなぜ検査するのかっていうのがあるので、もうちょっとこのアクリルアミドモノマーについて、どうなっているのか、どういうものなのか、劇物なのかどうか。私も今聞いてびっくりしたぐらいですので、住民の方に、県民の皆さんにこういうことだっていうことをもっと知らせていただかないと、逆に不安をあおるわけじゃないですけど、正しい知識と正しい理解をしてもらわないとまずいと思いますので、ぜひそこはもっとわかりやすく、どういう段取りでいくのか、スケジュールを含めてアクリルアミドモノマーはどういうものなのか、環境省がどうしているのか、どういう影響が人体にあるのか、川にあるのかっていうことを、もう少し明らかにまとめて皆さんにお知らせっていうか、広報していただきたいと思います。

渡辺大気水質保全課長 富士川水系の調査につきまして、7月下旬に調査を行い、9月から10月までにはまとめて公表していきたい、する予定としておりますので、その中で今委員御指摘がありましたとおり、しっかり説明していきたいと考えております。

渡辺大気水質保全課長 先ほどの環境科学検査センターへの委託費の件につきまして、後ほどということでしたが、お答えさせていただきます。

令和3年6月定例会土木森林環境委員会会議録
税込みで352万円の委託費となっております。

(清里の森の再整備事業費について)

志村副委員長　　ちょっとお聞きしたいんですが、清里の森の当初予算で1億円ほど再整備事業費を盛っていて、シンボルゲート改修あるいは駐車場の舗装の修繕等というふうであって、たしか噴水のあったところも駐車場にするような記憶があるんですけど。この改修内容、事業内容等の確認をもう一度させていただきたいのと。あと、また8月に森の音楽のイベント等もあるんですけど、工事の進捗がどうなのかっていうところをお聞きしたいんですけど、よろしくをお願いします。

斉藤県有林課長　　清里の森の再整備事業につきましては、平成25年度から整備事業をやっているところでございます。これまで管理センターの改修、テニスコート、森のアスレチック等を設置しておりまして、今年度につきましては、駐車場の補修、あとは別荘地内の道路舗装の補修、さらにはクラブハウスの改修等に向けて調査をしているところでございます。

志村副委員長　　駐車場はもう完成しつつあるんですかね。たしか噴水があったところを壊して駐車場にすると聞いていますが。

斉藤県有林課長　　別のところに駐車場がございますので、その舗装改修をするということでございまして、噴水のところは今再整備事業の一環で、新たに整備事業をやっているところでございまして、ことし中には改修工事が終わる予定でございます。

志村副委員長　　じゃあ、噴水のところは新たにどんなふうになるんですか。

斉藤県有林課長　　噴水は大分古くなってございますので、その噴水を壊しまして、またあそこのところを皆さんが憩いの場と集えるような場所として、今改修工事をしているところでございます。

志村副委員長　　それから、もうちょっと再整備して使っていただくっていうことで、シェアオフィスのようなものもたしか2階に整備されていますけど、反響というか、利用の状況はいかがですか。

斉藤県有林課長　　ワークシェアリングという中で、シェアオフィスということで、あそこにインターネットの関係等が使えるようにしてございます。具体的な数字はちょっと済みません、今お答えできずに申しわけないんですけども、大分利用者がいるということは聞いておるところでございます。

志村副委員長　　あと、残念ながら羽村市で休暇村を3月に閉館っていうことで、大分広いエリアで羽村市さんがあそこをやってくれてくれることで。例えばあそこの体育館を使って県内の方がお借りして何か発表会をしたりとかっていうふうなこともあったそうです。そういう

ことも影響がちょっと出てくるのかなと思っているんですけど、清里の森からどうしても出てしまう方がいらっしゃる。それで今ある物件的にも建物と土地を合わせて50件以上物件情報が出ていて、売却とか売り物件があるんですけど、中を利用されている方の中には、やはり清里の森をもうちょっと有効活用して、いい形でその清里の森全体を活性化させていけたらと思っている方もいらっしゃると思うので、私もお話を聞きました。

これからやはり県が、管理公社と一緒にどういうふうに清里の森を再整備も含めてある程度期間もたっていますので、別荘自体の老朽化もあるんですけど、それをどういうふうに、この清里の森を活用していくのかっていうところの考え方をちょっと最後にお聞きしたいと思います。

齊藤県有林課長 再整備事業につきましては、来年度でまず第1期事業が終わるところでございます。また10年ぐらいたちましたら、耐用年数の過ぎた施設について、また再整備事業をやる予定となっております。再整備事業とあわせて、別荘地のほうの管理につきましては、やはりコロナ禍の関係で、別荘をお買い上げいただける方が大分ふえている状況でございますので、そういう方へも管理公社とあわせて、一緒に売り込みをやっていくという中で、再整備事業により施設をよくしていく中で、清里の別荘の関係もできる限り空き区画がないように対応していきまして、管理公社と一体になり清里の森のステータス向上ということを、さらに努めて上げていきたいと思っております。

志村副委員長 これですべてにしますが、残念ながら上っていくところの美術館の方も出ちゃったみたいなことも聞いていますし、中で利用されている方も、もっとこうしたらいいんじゃないかっていう、きっとアイデアをお持ちの方もいらっしゃると思うので、そういう方たちの意見も吸い上げながら、やはり清里の森をさらに、いい形で活用していただけるように、取り組んでいただきたいっていうことで、また今後も提案していきたいと思っております。

(ナラ枯れの実態について)

小越委員 ナラ枯れの実態についてお伺いします。
ナラ枯れの被害が急拡大しているっていうふうに聞いているんですけど、山梨県でナラ枯れの被害の把握状況はどのくらいになっているんでしょうか。

上野森林整備課長 ナラ枯れに関する御質問をいただきました。
本県のナラ枯れの被害ですけれども、令和元年に最初に見つかりまして、昨年急速にふえたということで、今年度といたしますか、昨年急速にふえた量に対応するために、徹底的な駆除を行ってきたところでございます。
令和元年度は39立方だったんですけども、昨年度の被害量は2,831立方ということで、これは山梨県内12市町村に及びますけれども、この被害量に対して県といたしましては、関係市町村と連携して駆除に取り組んだところでございます。

小越委員 この2,831立方は、全て山梨県が県として把握していて、そこに既に駆除の対策を

打ったという認識でよろしいですか。

上野森林整備課長 はい。2,831立方、市町村と連携しながら、その場所は把握しておりまして、対策の方法として、基本的に県有林は県有林、あとはわずかですけれども、国有林がありますので、国有林は当然国のほうで。その他の民有林につきましては、市町村がやるということで、徹底的に処理を行ったところでございます。

小越委員 2,831立方のうち、その国有林、県有林、民有林ってわかるんですか、どのくらいって、分量とかは。

上野森林整備課長 内訳でございますけれども、県有林につきましては1,386立方、それから国有林につきましては293立方、残りが1,153立方になると思いますけれども、そこが民有林になります。

小越委員 民有林と山梨県は県有林が多いので、1,386、山梨県、県有林が一番多いんだと思うんですけど。私もこの前、山中湖の別荘地のところからナラ枯れがひどいってということで見てきたんですけども、木が大きいので、駆除をやっているんですけど、もう枯れてしまった場合に、屋根より大きいぐらいの木だったので、その駆除、伐倒するのにかなりお金がかかるんじゃないかっていわれて、そのお金は誰が負担するんでしょうか。

上野森林整備課長 ナラ枯れの防除方法ですけれども、伐倒燻蒸、松枯れのように切って集積して駆除する方法以外に、粘着シートといたしまして、立った木のままの状態、ナラ枯れの被害を受けた木の中には、キクイムシがおりまして、それが大体5月から6月にかけて飛び出して、ほかの木に移ってほかの木が被害を受けるわけですけれども、飛び出す前に被害を受けた木の根元から大体地上2メートル部分なんですけれども、そこに粘着シートを巻いて捕殺するという方法がございまして、主にその2つの方法で駆除を進めてきたところでございます。

そういうわけで、その防除にかかる費用については、当然県有林については県有林が実施しまして、県有林以外の民有林につきましては、国と県で75%の補助をしまして、残り25%は市町村が出すということで、所有者の負担なしに駆除対策を進めてきたところでございます。

小越委員 山中湖の別荘地の方が心配していて、あそこは県有地で場所を借りて、富士急さんから借りているんですけど、そのシートはもう張ってもらったんだけど、もし木を倒さなくちゃいけない、枯れたときになると、すごいお金がかかるんじゃないかといわれて、もう屋根と同じぐらい高いので、それは誰がその別荘の借りている人なのか、富士急さんなのか、県なのか、それは誰が負担することになるんですか。

斉藤県有林課長 貸地等の立木の管理は、基本的には借地人さんが行うことになっておりますので、こ

令和3年6月定例会土木森林環境委員会会議録
れから支障木等となった場合は、基本的には借地人さんが対応していくことと考えているところでございます。

小越委員 借地人っていうのは、この山中湖の場合は、富士急行さんっていうことですか。それとも、その借りている別荘の個人……その借地人って誰ですか。

斉藤県有林課長 別荘を管理していただけているところの方でございます。

白壁委員 富士急行って言いたいんだけど、言えないんだよ。

小越委員 その人が困っていて、富士急行さんに頼んでいいのか、いや、県なのか、じゃあ自分で負担するようになったらとんでもない金額になって。あそこにそれこそクレーン車が来て上から切っていくなんていうと、1本10万円とかすごく高くなって、うちのどこにいっぱい木があるから、もしなつたときに誰が払ってくれるのか、そこが心配で。借りている人っていうことは、じゃあ富士急行さんがやってくれるっていう理解でいいんですよね。

斉藤県有林課長 別荘地を管理していただいている富士急さんとその別荘地をまた借りている方の関係の話でございますので、そこについてはちょっと今のところ、私の段階ではお答えできないということになるかと思います。

小越委員 それは困るんですよね。私も見てきたんですけど、物すごくいっぱいあって、シートがいっぱいあったんですけど、もう明らかに枯れているなっていう木もあって、駆除せざるを得ない、伐倒しなきゃいけないっていうのもあるんですけど。それ誰に言ったらいいのか、そこを借りている人っていうことであれば、誰に言ったらいいのかわからない、困っているんです。それは富士急行さんに頼むのか。本人が何とかするには、とても大きいんです。でも、県有林であれば、県が負担してくれるのか、そこははっきりしていただいて、その借りている人、困っている人にちゃんと説明して、文章なりやっていただきたいと思うんですけど。借りている人っていうことは富士急行さんなのかと思ったんですけど、そこは別荘地の方々に今被害がたくさん出ているので、ぜひ説明をしてははっきりしといていただきたいんですけど。

斉藤県有林課長 まず、その別荘をお借りしておられる方が、富士急さんと相談していただくということが第一段階だと思いますので。

小越委員 第一段階？

白壁委員 富士急行と相談するか、県かどっちかっていうこと。

小越委員 よくわからないんですけど。それじゃ、そういうふうに、ほかの別荘地もそういうこ

令和3年6月定例会土木森林環境委員会会議録
とですかね。ナラ枯れになっているっていう、ほかにもきつと別荘地は、ほかの県有林のところナラ枯れいっぱいあると思うんですけど、それはそこに住んでいる、借りている別荘の地主さん、別荘の借り主とそれから、そこを借地でやっているところの双方の話合いで、県有林なんだけど、県は一切お金払わないっていうことですか。

斉藤県有林課長 ほかのところの別荘地で被害を受けているという話は、今入っていないんですけども、仮にもしそうなった場合は、やはりその別荘を借りている人が、その管理しているところの方と、まずは相談していただくということになるかと思います。

白壁委員 ちょっとそれはおかしいよ。だって、今違法無効状態で占有しているんだから、本来でいうと県がそれに対して何らかのアクションを起こさないとならないのよ。だって、違法無効状態だって県は言っているんだから。それはエンドユーザーの話だから、住所を持っている県民の方の話なんだから、それは何らかの方法で対処してやらないと。それは富士急行に貸しているんだからっていうと、こっちは貸している。だけど違法無効だよって言われると、その県民の人がかわいそうじゃない？ これはやっぱりね、そういうものはそんなに1,000本も2,000本もあるものじゃないから、高性能機械を持っていけば、バサッとやって切ってバサバサって10尺ずつに切っちゃうから、6尺でも、こういうのはすぐ積めるじゃん。ビニールかけて薬注駆除すればいいんだから。そんな、常用で使ったって1日何本切っても5万円か6万円だよ。部長が行ってもいいんだよ。だから、現状からすると皆さん違法無効って言っているんだから、それは県民の方が困っているんだったら、富士急行にそういうときだけ押しつけないで、県が行って調査をして、対応できるものは対応してやる。これが一番重要なことだと思うよ。

猪股委員長 答えられますか。

白壁委員 調査のことが一番重要。

金子林政部長 基本的に白壁委員のお考えは理解できることですが、現在、富士急行さんのほうから県が直接オーナーと接触することは差しとめてほしいと、こういった申し立ても行われているところですので、そういうようなことも踏まえまして対応していきたいと考えてございます。

猪股委員長 今、小越委員から出た話は、山中湖村だけの話じゃなくて、もし敷地がどうのこうのという問題もあるでしょうけど、これ総体的に言えることだと思うから、今部長が答えたのは、またいろいろ難しい話になりますから、今後の対策の一つとして考えていってもらいたい。

それで、1つは、今の状態でいうと、富士急さんが管理しているっていうことであれば、まず富士急さんに相談していただいて、あとの対策を県とまた話をしてもらうことが筋じゃないかなと思いますので、いいですか、その程度で。

まず、言われたことに対して、まず富士急さんに相談してくださいと。そこからスタ

令和3年6月定例会土木森林環境委員会会議録
一。この委員会でそこまでしか言えないと思うんです。いいですね。

小越委員 そういうことを困っている方がいるので、別荘地の方、そういうふうにしてくださいっていうことを言っていただきたいんですよね。どこに言っていいかわからない。自分たちで負担しなきゃ、でも倒れてきちゃったら屋根も壊れてしまうっていうことがあるので、今この段階でどうしたらいいかっていうことをお知らせしてください。ぜひその別荘地に住んでいらっしゃる方に。そのテープを巻いているところがいっぱいあったので、それはこういうこと、今こうなっていますよっていうことで、それをしていただかないと、倒れるのを待っているのも困るので、お願いいたします。

猪股委員長 よろしいかな。私からいろいろ物を言ったらいかんとは思いますが、端的にどうやればいいのかどうかっていうことをここでは答えられないと思います。ただ窓口がないといけないことであって、住民はこのことに対してどういうふうにしていけばいいかわかんない状況であれば、何らかの対策を練ってもらおうということが、今の意見だと思いますので、その辺をよろしくお願いします。

その他 ・本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成及び委員長報告については委員長に委任された。
・閉会中もなお継続して調査を要する事件については配付資料のとおり決定された。
・閉会中の継続審査案件に関する調査の日時、場所等の決定は委員長に委任され、今後の新型コロナウイルス感染拡大の状況等を注視する中で、県外調査を8月下旬から9月上旬に実施することとし、詳細については後日連絡することとされた。
・閉会中の継続審査にかかる5月25日に実施した県内調査及び意見交換会について、議長あてに報告したことが報告された。

以 上

土木森林環境委員長 猪股 尚彦